

## 密門「房本初と」「受戒前行作法」

佐 竹 隆 信

### 一、はじめに

江戸期における戒律復興運動は槇尾山西明寺（平等心王院）の明忍（一五六七～一六一〇）を旗手として展開されたことで知られている。その明忍の活躍は、後に続く律僧たちへ多大な影響を与え、さらに律僧同士が交流を重ねて多角的に影響しあったことにより、江戸期を通じて宗派の枠を超えた律僧・律院間での多様なネットワークを形成した。特に律の三僧坊を中心とした交流は、江戸期仏教隆盛の一端を支えた重要な要素であり、今後さらなる解明が期待される。

このような中、西明寺で自誓受戒した賢俊房良永（一五八五～一六四七）によつて高野山真別処円通寺（以下、真別処）が中興された。その後、律院として続いた真別処は、江戸後期に至り、新たに展開した有部律興隆運動の拠点とされ、安芸の福王寺、丹後の松尾寺とともに有部の三僧坊と呼ばれて隆盛を

誇った。この有部律興隆運動とは、祖師空海（七七四～八三五）の『真言宗所學經律論目錄（『三字録』）を根拠として「真言宗僧は有部律を用いるべき」と主張するもので、福王寺の学如房円極（一七一六～一七七三）、真別処円通寺の密門房本初（一七二八～一七八八）、松尾寺の等空房本瑞（一七三五～一八一六）などによって展開されたものである。これについては従来の『四分律』を依用する僧と有部律興隆を掲げる僧侶の間で論争が繰り返され、真言宗系統のみならず、広く影響を与えたと考えられている。

筆者は長らく学如房円極に関する先行研究やその著作に対する反論書を基に、学如房円極を中心として「有部律興隆運動」が展開したと考えていた。しかし近年、それ以外の江戸期戒律復興運動に関する過去の研究や諸資料などを踏まえると、密門房本初の活躍も大変重要である、と考えるに至った。

ところで江戸期の律僧達は自誓受戒に先立ち、懺悔して滅罪をはかり、好相を感得する「好相行」を修していたとされ、特に『梵網經』の影響が強かったと指摘されている<sup>二</sup>。この好相行については有部律興隆運動を展開した真別処に於いても例外ではなく、受戒に先立ち「受戒前行作法」という好相行が行われていた。この作法書については川崎大師教学研究所に二種現存しており（包紙に記された名称が異なるが）、<sup>三</sup>両書ともに密門房本初の名前が見い出せる。そのため両書の検討は当時の戒律思想と、その実態を確認するうえで重要なものであるといえよう。

そこで本論考では、真別処第十世にあたる密門房本初という僧の人物像、並びにその密門房本初が用いたと思われる「受戒前行作法」を中心に些かの考察を行いたい。尚、「受戒前行作法」の内容に触れ

るにあたり、本論考では有部律派が用いた「受戒に先立ち好相を得るための作法」(現存する二種の「次第」部分同士が同じ内容のため一括して呼称)という意味を指す場合には「受戒前行作法」と呼称し、その都度、それぞれの写本に沿って別な指摘を行う際には『受戒別行記』『受戒前行作法』として、それぞれ提示した(両資料の呼称相違については本文中や注記に於いて指摘したが、内容等はほぼ同一である)。

また本論考執筆に際して所蔵資料の閲覧使用をご許可くださった高野山大学附属図書館、並びに川崎大師教学研究所ご当局、本論考で触れる『有部律異形問答』に関する諸情報のご教示をはじめ、ご指導を賜った岸野亮示氏に対して、ここに記して感謝の意を申し上げます。

## 二、密門房本初について

### (イ) 伝記資料と先行研究

密門房本初の伝記について『金剛峯寺諸院家析負輯』を中心とし、先行研究を参考にしながら整理を行いたい。まず『金剛峯寺諸院家析負輯』第十の「円通寺累代先師姓氏録」を確認する<sup>四</sup>。

第十代本初密門房は阿州那賀郡の篠原氏の産れなり。十歳にして国の神心寺に於ひて有寛法印に従つて剃染す。二十二歳、登山交衆して北室院の輪下に住す。二十七歳、別処に入りて妙瑞和上に就ひて求寂戒を受く。年月を経て、安流、幸心、覚雄、中院、子嶋、勧流等を伝受す。三十一歳、

寛延二年十月九日辰時に近円。宝曆六年十一月二十一日、円通寺を継ぐ。宝曆十年十二月、和の柴水山吉祥寺を兼任す。明和五年、総法務の命令に依りて大和国久米精舎東塔院を兼任す。諸国に於て顕密の講筵を開く。緇素の化益、妙瑞に比類す。『持物図釈』等を著す。

とあり、これによれば阿州(阿波国・現徳島県)の篠原氏に生まれ、十歳で神応寺にて宥寛法印(生没年不詳)に従つて出家し、後に二十二歳で高野山へ登り北室院に交衆した。そして二十七歳にて妙瑞(一六九六～一七六四)より求寂戒(沙弥戒)を受け、安流を始めとして諸流を学ぶ。三十一歳の寛延二(一七四九)年十月九日に近円戒(自誓受戒により具足戒を受戒か)を得て、後に妙瑞より円通寺を託される。さらに宝曆十(一七六〇)年に四十七歳で和の柴水山吉祥寺(大和国・現奈良県五條市)を兼務し、さらに明和五(一七六八)年に五十一歳で総法務(仁和寺御室)の命によつて大和国(現奈良県)の久米精舎東塔院を兼帯していることが知られる。

次に『密教大辞典』における「本初」の項の記述は「円通寺累代先師過去名簿」と同じであるが『紀伊続風土記』の説に拠るとされている。<sup>五</sup>しかし『紀伊続風土記』<sup>六</sup>には、

密門房本初房。阿州那賀郡篠原氏の産。同処神応寺に出家す。山に登て妙瑞師に受戒し宝曆六年本院に住務し和州柴水山吉祥寺を兼ね、又同州久米寺東塔院を兼ね。諸国に於て顕密の講筵を開く。緇素の化益、妙瑞師に負折し、持物図釈等を著せり。

としかなく、実際には『金剛峯寺諸院家析負輯』に拠るものと思われる。ただし誕生地が那賀郡である

ことは『紀伊続風土記』によるものであろう。そしてこれより情報は少ないが、庄野光昭『阿波の僧侶と高野山』には<sup>七</sup>

密門(一七一九?)

阿州那賀郡の人である。俗姓は篠原氏。十歳で同州の神応寺宥寛法印に従って剃髪。二十二歳で高野山へ登り、北室院の会下<sup>えか</sup>に住していた。二十七歳で真別処に入って妙瑞和上について求寂戒を受ける。次いで安流、幸心、中院、子嶋、勸流を受け、事相の秘奥を極める。宝暦六年(一七五六)十一月二十一日、妙瑞和上の依頼を受け円通寺を継ぐ。宝暦十年十二月大和柴水吉祥寺を兼務。明和五年(一七六八)には、大和久米寺東塔院を兼務。常に諸国に遊説して顕密の講筵を開く。宝暦十三年(一七六三)には、『沙弥十戒并威儀経』一帖(折本)を開板している。と記されている。前出の伝記等と異なる点は『真言宗持物図釈』ではなく、『沙弥十戒并威儀経』を開板したことを示している点であろう(典拠は不明)。

また岸野氏はShayne Clarke氏の指摘を踏まえて密門房本初の活動を整理されており、列挙すれば先の通りとなる。<sup>八</sup>

- ・明和二(一七六五)年六月二十八日から七月七日にかけて、『根本薩婆多部律撰』第十二〜十四巻を柴水山吉祥寺に於いて明版の大蔵経を用いて校訂し、漢字の誤植などを修正した。
- ・明和三(一七六六)年、六(一七六九)年、七(一七七〇)年に各地の寺院で『根本薩婆多部律撰』

の講義を行う。

・安永八（二七七九）年三月二十六日から四月末日（二日間）は休講、高野山蓮花谷地藏院に於いて『根本薩婆多部律撰』の講義を行う。

以上のように管見の限りではあるが密門房本初の事蹟に関する先行研究を確認した。いずれもその活動を把握するのに重要な指摘であるといえよう。

尚、密門房本初の生年について庄野氏が一七一八年と明記されているが、これは『金剛峯寺諸院家析負輯』の「三十一歳、寛延二年十月九日辰時に近円」より逆算したものである。これについては、後の「密門房本初年表」中に於いても「一七一八年誕生説」を支持する典拠を提示した<sup>九</sup>。

それでは次に先行研究を踏まえ、密門房本初の著作や書写本の奥書などを頼りとして、その生涯に幾分か肉付けを試みたい。

(ロ) 著作・書写奥書等からみた密門房本初の生涯

管見の限りではあるが、現在確認できている密門房本初の著作を挙げると左記の通りとなる。

『弁童問』……………宝暦八（二七五八）年〈写本〉

『密宗略出律行門』……………宝暦十三（二七六三）年〈写本〉

『沙弥十戒并威儀経』……………宝暦十三（二七六三）年跋、明和元（一七六四）年刊〈版本〉

- 『根本薩婆多部有部律撰』序文<sup>一三</sup>…宝暦十三(一七六三)年序、刊年不明〈版本〉
- 『根本説一切有部戒経』序文<sup>一四</sup>…明和元(一七六四)年の序、明治十三(一八八〇)年刊〈版本〉
- 『有部律異形問答』<sup>一五</sup>…明和七(一七七〇)年〈写本〉
- 『受戒別行記』<sup>一六</sup>…安永九(一七八〇)年〈写本〉
- 『受戒前行作法』<sup>一七</sup>…安永九(一七八〇)年〈写本〉
- 『真言宗持物図釈』<sup>一八</sup>…安永九(一七八〇)年跋、天明元(一七八二)年刊〈版本〉
- 『三國毘尼伝』<sup>一九</sup>…書写年不明〈写本〉

※この他にも著作があるとされるが密門房本初の撰かは不明<sup>二〇</sup>。

宝暦八年の『弁童問』を始めとして戒律関係の著作が目立つが、これは円通寺を妙瑞より継いだ後であり、その影響もあって関心が深かったのである。もしくは『三学録』の記述を踏まえて「有部律」の学術的研鑽を積んだ可能性も考えられる。次に密門房本初の書写奥書が確認できる写本や先行研究などの情報を加えると、左記のような年表となる。

「密門」房本初の生涯年表」

年月日	年齢	資料名	備考
享保三（一七一八）年	当歳	『阿波の僧侶と高野山』 『十八道小次第安』 識語	阿州那賀郡の篠原氏の生まれ。
享保十二（一七二七）年	一〇歳	「円通寺累代先師姓氏録」 <sup>二三</sup>	阿波国の神応寺にて宥寛（生没年不詳）に従って得度。
元文四（一七三九）年	二二歳	「円通寺累代先師姓氏録」 <sup>二三</sup>	高野山に登り、北室院の輪下に住す。
延享元（一七四四）年	二七歳	「円通寺累代先師姓氏録」 <sup>二三</sup>	真別処に入り妙瑞和上より求寂戒（沙弥戒）を受ける。この後、安流、幸心流、地藏院流覚雄方、中院流、子嶋流、勧修寺流等を伝受される。
寛延元（一七四八）年 十一月三日	三〇歳	『三部四处輪百光遍照不動尊示座図』 <sup>二四</sup>	妙瑞の所持本を補陀落院に於いて書写。
寛延元（一七四八）年 十一月十日	三〇歳	『金剛界小次第安』 <sup>二五</sup>	



寛延三(一七五〇)年十一月	寛延二(一七四九)年五月六日	寛延二(一七四九)年五月六日	寛延二(一七四九)年五月六日	寛延元(一七四八)年十二月十七日	寛延元(一七四八)年十二月十五日	寛延元(一七四八)年十一月二十一日	寛延元(一七四八)年十一月十八日	寛延元(一七四八)年十一月十日
三三歳	三一歳	三一歳	三一歳	三〇歳	三〇歳	三〇歳	三〇歳	三〇歳
上田(一九三九) <sup>三四</sup>	「円通寺累代先師姓氏録」 <sup>三三</sup>	『諸流灌頂秘藏鈔』 〈梵字 ㄣ〉 <sup>三一</sup>	『諸流灌頂秘藏鈔』 〈梵字 ㄣ〉 <sup>三一</sup>	『聖天供小次第安』 <sup>三〇</sup>	『聖天供次第祥』 <sup>二九</sup>	『十八道小次第安』 <sup>二八</sup>	『不動略次第』 <sup>二七</sup>	『胎藏界小次第安』 <sup>二六</sup>
妙瑞の随行で久米寺に向かう。	辰時に近円戒(自誓受戒か)を發得。	真別処にて書写。	真別処にて書写。	妙瑞の所持本を書写。		「密門房本初謹誌(生年/三十)」	妙瑞の所持本を補陀落院に於いて書写。	妙瑞の所持本を補陀落院に於いて書写。

寛延四（一七五二）年 五月二十一日	三四歳	『伝法灌頂三昧耶戒 次第中院』 <sup>三五</sup>	宝性院（現在の高野山宝寿院・高野山 無量寿院と合院）所蔵本を以て校合 を行う。
宝曆二（一七五二）年 九月二十五日	三五歳	『具支灌頂私記』 <sup>三六</sup>	妙瑞の所持本を書写。
宝曆二（一七五二）年 十一月十五日	三五歳	『日率塔婆大事』 <sup>三七</sup>	
宝曆三（一七五三）年 八月	三六歳	『結縁灌頂三昧耶戒 作法』 <sup>三八</sup>	
宝曆五（一七五五）年 十一月十六日	三八歳	『三昧耶教授用意中 院』 <sup>三九</sup>	快全（生没年不詳）の本を書写。
宝曆六（一七五六）年 十一月二十一日	三九歳	「円通寺累代先師姓 氏録」 <sup>四〇</sup>	妙瑞より真別処円通寺を継ぐ。
宝曆七（一七五七）年 六月	四〇歳	『秘蔵記伝授抄』 <sup>四一</sup> 下	
宝曆八（一七五八）年 六月二十九日	四一歳	『許可小野大僧都流』 <sup>四二</sup>	密門房本初が妙瑞より「中院大事」 や「秘事」などを授かる。
宝曆八（一七五八）年 九月	四一歳	『弁童問』	褒灑陀の日に書写。

宝曆八(一七五八)年	四一歳	『秘鈔問答』 <sup>四三</sup>	妙瑞の所持本を書写。
宝曆九(一七五九)年 八月十五日	四二歳	『内作業灌頂作法子 嶋流』 <sup>四四</sup>	
宝曆九(一七五九)年 六月十六日	四二歳	『初後夜教授用意私』 <sup>四五</sup>	明殿(生没年不詳)に書写させ、古本を以て校合を行う。
宝曆十(一七六〇)年 四月二十六日	四三歳	『具支灌頂内壇作法』 <sup>四六</sup>	妙瑞の所持本を以て書写・校合を行う。
宝曆十(一七六〇)年 十二月	四三歳	「円通寺累代先師姓氏録」 <sup>四七</sup>	和泉国の柴水山吉祥寺を兼任する。
宝曆十一(一七六一)年 十二月二十一日	四四歳	『中院流三昧耶戒並初後夜聞書』 <sup>四八</sup>	
宝曆十三(一七六三)年	四六歳	『密宗略出律行門』	高野山真別処にて書写。
宝曆十三(一七六三)年	四六歳	『沙弥十戒并威儀経』	
宝曆十三(一七六三)年 三月	四六歳	『根本薩婆多部有部律撰』序文	
明和元(一七六四)年 八月	四七歳	『伝法灌頂初後夜私記』 <sup>四九</sup>	親王院所蔵本を妙吽(生没年不詳)に書写させ、自ら朱点を加え、校合を行う。

明和六（一七六九）年	五二歳	岸野（二〇二二） 五六	『根本薩婆多部律撰』の講義を夏安居の時、真別処にて行う。
明和五（一七六八）年	五一歳	「円通寺累代先師姓氏録」 五五	大和国の久米精舎東塔院を兼任。
明和三（一七六六）年 四月	四九歳	岸野（二〇二二） 五四	『根本薩婆多部律撰』の講義を阿波国の大悲山吉祥庵にて行う。
明和二（一七六五）年 六月二十九日～二十八日 七日	四八歳	岸野（二〇二二） 五三	『根本薩婆多部律撰』第十二～十四巻を柴水山吉祥寺に於いて明版の大藏經を用いて校訂し、漢字の誤植等を修正。
明和二（一七六五）年 五月五日～二十一日	四八歳	『根本薩婆多部律撰』 第一・二・五 第九・十・十一・五二	明版の大藏經を用いて校合。
明和元（一七六四）年 冬	四七歳	『根本說一切有部戒經』 序文 『根本說一切有部戒經』 五〇	高野山真別処にて書写。
明和元（一七六四）年 十月	四七歳	『根本說一切有部戒經』 序文	

<p>明和七(一七七〇)年 六月</p>	<p>五三歳</p>	<p>岸野(二〇二二) 五七 『有部律異形問答』</p>	<p>『根本薩婆多部律撰』の講義を阿波 国の正興庵にて行う。</p>
<p>明和八(一七七二)年 五月十一日</p>	<p>五四歳</p>	<p>『通禪沙弥授印可』 五八</p>	
<p>明和八(一七七二)年 五月十一日</p>	<p>五四歳</p>	<p>『伝法許可灌頂印信』 五九</p>	
<p>明和八(一七七二)年 五月十一日</p>	<p>五四歳</p>	<p>『求寂通禪授印可』 六〇</p>	
<p>明和八(一七七二)年 五月十一日</p>	<p>五四歳</p>	<p>『伝法灌頂阿闍梨位 職位事』 六一</p>	
<p>明和八(一七七二)年 八月朔日</p>	<p>五四歳</p>	<p>『授与伝法灌頂職位 事』 六二</p>	
<p>明和八(一七七二)年 八月朔日</p>	<p>五四歳</p>	<p>『秘密伝法灌頂秘印』 六三</p>	
<p>明和八(一七七二)年 八月二日</p>	<p>五四歳</p>	<p>『瑜祇印明』 六四</p>	

<p>明和八（二七七二）年 八月二日</p> <p>明和八（二七七二）年 八月三日</p> <p>明和八（二七七二）年 八月六日</p> <p>明和八（二七七二）年 八月八日</p>	<p>五七歳</p> <p>五四歳</p> <p>五四歳</p> <p>五四歳</p>	<p>『秘密灌頂小野』<sup>六五</sup></p> <p>『唯授一人大事』<sup>六六</sup></p> <p>『臨終印明中院』<sup>六七</sup></p> <p>「南山八葉峰」等<sup>六八</sup></p>	<p>密藏開悟（一七五四？）が真別処に於いて密門房本初に従つて得度。</p> <p>「南山八葉峰」「小塔習事」「大唄事御託宣大事」「諸社習事」「神祇大事」「摩尾山転軸山習事」「東寺高野室生習事」</p>
<p>安永二（二七七三）年 九月十一日</p> <p>安永二（二七七三）年 十二月</p>	<p>五六歳</p> <p>五六歳</p>	<p>稻城（二〇〇四）<sup>六九</sup></p> <p>『千手行法首次第』<sup>七〇</sup></p>	<p>密伝（一七六〇？）に書写・校合をさせる。</p>
<p>安永四（二七七五）年 十一月</p> <p>安永四（二七七五）年 十二月十五日</p>	<p>五七歳</p> <p>五七歳</p>	<p>『子嶋流大門方護摩要抄』上卷<sup>七一</sup></p> <p>『子嶋流大門方護摩要抄』下卷<sup>七二</sup></p>	<p>密伝に書写・校合をさせる。</p>

<p>安永六(一七七七)年</p>	<p>六〇歳</p>	<p>「円通寺累代先師姓氏録」<sup>七三</sup></p>	<p>弟子で真別処第十一世の密乗房龍海(一七五六～一八二〇)に求寂戒を授ける。</p>
<p>安永八(一七七九)年 三月二十六日～四月 末日(二日間は休講)</p>	<p>六二歳</p>	<p>岸野(二〇二二)<sup>七四</sup></p>	<p>高野山蓮花谷地藏院に於いて『根本薩婆多部律撰』の講義を行う。</p>
<p>安永九(一七八〇)年</p>	<p>六三歳</p>	<p>稻城(二〇〇四)<sup>七五</sup></p>	<p>龍光了空(一七六四?)が真別処に於いて密門房本初に従って得度。</p>
<p>安永九(一七八〇)年</p>	<p>六三歳</p>	<p>『受戒別行記』</p>	
<p>安永九(一七八〇)年</p>	<p>六三歳</p>	<p>『受戒前行作法』</p>	
<p>安永九(一七八〇)年</p>	<p>六三歳</p>	<p>『真言宗持物図釈』</p>	
<p>安永九(一七八〇)年</p>	<p>六三歳</p>	<p>『受戒羯磨』<sup>七六</sup></p>	
			<p>密門房本初に戒和尚として丹州(丹波国・現京都府と兵庫県の一部)何鹿郡西方村、宝満寺の隠士である智光<sup>七七</sup>(生没年不詳)が受戒を行う際に用いた羯磨文に報告を付して送った書なのであろう。</p>

天明六（一七八六）年	六九歳	「円通寺累代先師姓氏録」	密乗房龍海に真別処住持を託す。
書写年不明	不明	『阿闍梨大曼陀羅灌頂儀軌』 <sup>七八</sup>	
書写年不明	不明	『薄双紙第二重聞書』 <sup>七九</sup>	
書写年不明	不明	『三國毘尼伝』	
書写年不明	不明	『大塔五仏居様事』 <sup>八〇</sup>	
書写年不明	不明	『中院流口伝』 <sup>八一</sup>	
書写年不明	不明	『如意輪頸次第安』 <sup>八二</sup>	
書写年不明	不明	『伝法灌頂三昧耶戒次第』 <sup>八三</sup>	
書写年不明	不明	『伝法灌頂初後夜私法則』 <sup>八四</sup>	
書写年不明	不明	『伝法灌頂血脈印信』 <sup>八五</sup>	



天明八（一七八八）年	七二歳	「円通寺累代先師過 去名簿」 <small>八六</small>	遷化。
------------	-----	-------------------------------------	-----

このように密門房本初には密教の事相関係をはじめとして、少なくとも書写の記録が現存している。しかしながら書写年月の記載が無いものも多数あり、その真偽が不明なものも確認できることから、今後慎重に検討を行わなければならないであろう。これについては今後の調査進展に期待したい。加えて『有部律異形問答』の注記に於いても触れたが学如房円極と密門房本初、そして等空房本瑞という三者の間における『有部律』依用に対する具体的な見解の相違が存在するのであれば、「有部律興隆運動」全体を把握するためにも、これらの解明は必要不可欠なものといえよう。この問題については資料の不足も否めないが、今後の課題としたい。

### 三、密門房本初「受戒前行作法」

#### (イ)「受戒前行作法」の構成と「覚書」

真言密教において伝法灌頂（受明灌頂）に入壇する（灌頂受法の最初に三昧耶戒を授かる）に先立ち修する前行を「四度加行」と呼び、殊に四度加行の礼拝行は懺悔滅罪を主目的として修されることで知られ

ている。<sup>八七</sup>これは今回取り上げる「受戒前行作法」のように好相修得の有無を第一義とするわけではないが（加行は懺悔滅罪を主目的）、事前の予備的修行という点では同一であろう。その好相を感得する作法については、江戸期に於いて律僧律院の増加に伴い、内容にそれぞれの解釈が加えられて変化が生じ、多様に存在していると推察される。その内の一つにあたり今回取り上げる「受戒前行作法」は、後述のように真言密教の影響が多分に作用しているように感じられた。

まず今回の「受戒前行作法」を載せている『受戒別行記』と『受戒前行作法』の概要を挙げたい。この両書の「作法次第」の末尾には、共に「安永第九年二月十六日／阿闍梨耶苾芻密門」<sup>八八</sup>と確認でき、どちらも安永九（一七八〇）年に密門房本初によって著されたことが知られる（両書別筆であるが「作法次第」の祖本は同一である）。この両書の構成は左記の通りとなる。

- ・『受戒別行記』<sup>八九</sup>……………「〈覚書〉」「受戒別行作法」「敬白願文」「〈蕤呬耶経〉の部分引用文」
- ・『受戒前行作法』<sup>九〇</sup>……………「受戒前行作法」「敬白願文」「〈蕤呬耶経〉の部分引用文」

右図のように両書は書名を異にするが「覚書」の有無を除き、構成・内容共に同一であることから、同一の「受戒前行作法」であるといえよう。この「別行」と「前行」の呼称については、高松世津子氏が野中寺の『知事日用』<sup>九一</sup>を示したうえで、

自誓受戒の手順・方法を示す文があるが、その中で受戒者のことを「別行者」と書いている。つまり別行とは好相行を意味し、受戒者とは好相行を修めた者だといえる。

と述べていることから、受戒前行Ⅱ受戒別行Ⅱ好相行と解釈して問題ないように思われる。

次に『受戒別行記』のみに付された受戒別行の「〈覚書〉」に目を向けたい。そこには、<sup>九二</sup>

受戒別行の吉日を定めて右作法一紙を与へ、禁足に為て相勤め候。「好相記」は依止師の為に添え置き候。尤も受者、老宿惠解の者にて候へば「好相の記」も与へ置き申す事も然るべく候。畢竟、

自誓受の作法は依止師の人無き時の法儀の故なりと。委曲は筆記し難し(まくのみ)。

と記されている。これによれば、まず受戒別行の吉日を定めたならば、右作法一紙(「受戒前行作法」)を与えて外出を禁じ、勤行に臨ませる。この時「好相記」は依止師<sup>九三</sup>(先輩比丘…この場合は受戒の師を指すのであろうか)のために添え置いて用意する。ただし受者が、老宿で惠解の者(高德で智慧を備えた僧)であるならば、「好相の記」を渡すことも当然であろう(問題ない)。結局、自誓受戒の作法は依止師の人がいない時の儀礼作法ということになる。その詳細については筆記し難いものである、という意味になる。つまり受者は前行作法に際し、①吉日を定め、②次第を与えられ、③好相を感得するまで外出をせざるに行に専念し、④それを依止師が確認し、夢(好相)の可否を決める(「好相記」を渡して目安とするなど例外もあったのであろう)、という過程を踏むことになる。ここで述べられている「好相記」の内容が具体的に何を指すかは不明であるが、おそらく好相の目安(後述の「『蕤呬耶經』の部分引用文」か)、もしくは過去に先徳が感得した好相の結果などを記した文などであったのであろう。これについては先行研究<sup>九四</sup>にて明治期の「好相之記」が紹介され、好相の具体的な内容が示されている点も考慮しなければなら

ないが、筆者は別途同封された「『蕤呬耶經』の引用文」こそが、ここでの「好相記」にあたり、依止師のために用意されていたと考えている。いずれにしても他に資料がないためこれ以上考察は進められないが、ここでの「好相記」は例外もあつたが、依止師が好相を判断（承認）する参考資料として用いていたといえよう。

次に実際の『受戒別行記』『受戒前行作法』の次第（この次第部分について両書とも同一内容のため、以下全体を「受戒前行作法」と呼称）と「願文」の構成と内容について確認したい。

(四)「受戒前行作法」と「敬白願文」

今回取り上げる「受戒前行作法」は初夜・後夜・日中の三時立ての作法となっており、内容を概観すると「十八道加行作法」（礼拝行）をベースにしていることが窺え、密教立の受戒前行次第として作成されたと考えられる。藤谷厚生氏は、この受戒に伴う前行作法について律の三僧坊の一つである野中寺の例を挙げて、<sup>九五</sup>

自誓受戒を望む沙弥は、一派大乘（比丘）の聽許を得た上で、僧坊に一人参籠し受戒の前行（好相行）を行うこととなる。これは、自室に一尊を本尊として安置し、その前で昼夜六時において五悔または梵網經に説かれるところの懺悔の勤行を行うものである。またこの六時の懺悔行の間暇には、本尊の真言を不断に唱え、夜中は横になることなく繩床などに坐し仮睡する。また一方で、懈怠の心

や妄念を払い、不惜身命に受戒を求め、決意を確かなものにするため、梵網經の經說(第十六輕戒)に倣つて自らのひじを線香で焼く焼臂供養(臂香)なども行われる。このようにして沙弥は滅罪を祈るのであるが、やがて滅罪が成就したとする瑞祥としての好相が得られる。この好相は、行中における神秘体験や仮睡中に見られる吉祥夢といったものであるが、こういった好相を感得することによつて、自らの業障、罪障が滅除され、具足戒を受ける法器と成り得たと確信されるに至ることになる。(五) こうして感得された好相を知事(監督者)になる比丘に報告し、その好相感得が認められれば、いよいよ自誓受戒が執行されることになる。

と指摘されている。ここで提示されているように野中寺では六時の勤行を修し、懺悔滅罪・好相感得を主目的としている。さらに注目すべき点は「暇間で本尊真言を不断誦持する」ことであろう。野中寺も真言宗系統の寺院であることや、その次第や真言の不断誦持を考慮すれば密教立の前行作法であると推測される(これについては野中寺で受戒前行に臨んだ他宗僧たちも、同様に真言を唱えるなど密教立の次第で修していたのであろうか)。この他、野中寺の好相行については高松氏が『知事日用』を引いて、その一部九六を紹介しているが筆者未見の上に、全体を把握することができないため、本稿では取り上げない。次に神鳳寺の資料を確認したい。高松氏が提示した「神鳳寺派自誓受菩薩戒作法」によれば、九七

宝永六年(一七〇九)の「神鳳寺派自誓受戒菩薩戒法」には、「神室を莊嚴し、専ら好相を祈り、不動尊を礼すること、一夜に三千なり。礼する毎に一華一香を奉獻し、懺罪勤苦す。且つ戒經を読み、

慈悲の呪を誦して、頭然を救うが如く、発露懺悔して、至心に相を求む。即ち靈瑞を感じり。これを以て、精誠の志を觀て、愍許自誓せしむ」とある。つまり神鳳寺では、不動明王を本尊として一夜三千回の五体投地礼拝の懺悔を行う好相行をし、好相感得を経て自誓受戒した。

とある。野中寺の前行次第に比べて特筆すべきは①神室（「神」は「禪」の誤字か。または神宮寺であることから大鳥神社の一部屋にて行ったのであろうか、或いは寺院の一部屋の呼称であるかは不明）の莊嚴。②本尊を不動明王と定め好相を祈る。③一夜で三千礼拝を修する。④『戒經』（『梵網戒經』か）の読誦、の四点となる。これらの内、懺悔滅罪し好相を祈る作法に於いて真言の読誦など密教的要素が組み込まれ修されてきた点は興味深い。同時に野中寺の次第でも指摘したように他宗僧の依用実態という点で疑問も生じてくる。これについては今回資料皆無のため取り上げることのできなかつた槇尾山平等心王院の好相行も視野に入れて比較検討すべきであろう。

また、この他にも高松氏は西大寺の好相行に関して弘化二（一八四五）年の「例時勤行」と、明治四十二（一九〇九）年「原文ママ宸朝勤行」（六時立）の二資料を挙げているが、他の勤行時の内容も含めて詳細に提示されていないことから本稿では取り上げない。九六

なお、今回取り上げる真別処円通寺系統の次第（受戒前行作法）は三時による勤行で構成されている。そして筆者は真別処の次第に律三僧坊の内、神鳳寺は言うまでもなく、野中寺の影響もあつたのではな九九いかと推測している（平等心王院による影響の可能性も考慮できるが、明確な資料がない）。これらを踏まえ

て以下「受戒前行作法」(真別処円通寺系統)に記されている作法順に沿って記載内容を確認していきたい。  
 まず本尊について「受戒前行作法」<sup>一〇</sup>では「釈迦三尊及び三世仏菩薩に対して奉つて、応に至心に滅罪・得戒の感応を懇祈すべし(懇ろに祈るべし)。或るが云く、帰する所の本尊の宝前に就いて之を勤修す」とあり、釈迦三尊並びに諸仏菩薩を本尊として至心に「滅罪」と「得戒」を感得できることを祈念すべき旨が示されている(本尊に関しては自身の縁の深い諸仏でも問題ない、という伝も提示している)。ここで言及される釈迦三尊は野中寺<sup>一〇一</sup>や神鳳寺<sup>一〇二</sup>のように釈尊(戒和尚)と文殊(羯磨師)と弥勒(教授師)を指すのであろう(真別処も受戒の本尊として釈迦・文殊・弥勒を祀る<sup>一〇三</sup>)。さらに真別処では本尊の他にも戒牌として向かって右から「三聚淨戒波羅提木叉教」「十方一切如来応正等覺」「十方一切諸仏菩薩摩訶薩」「三國伝灯諸大祖師」を祀るとされる<sup>一〇四</sup>。

おそらく、これらの本尊が定められたのは『観普賢經』を根拠として天台宗(梵網戒を中心とした菩薩戒受戒法では現前五師の他に冥の五師を奉請する)にて重視された冥の五師(釈迦<sup>一〇五</sup>戒和尚、文殊<sup>一〇六</sup>羯磨阿闍梨、弥勒<sup>一〇七</sup>教授阿闍梨、諸仏<sup>一〇八</sup>七証、諸菩薩<sup>一〇九</sup>同学法侶)の影響もあろうが、江戸期に於いて明忍の流れを汲む律僧達が自誓受戒を「釈尊より直接的に師資相承できる正しい受戒作法」(正しく戒体を得られる)として認識し、受戒の本尊として受け入れた可能性もあろう(その起源は不明<sup>一〇五</sup>)。

次に初夜の次第では「先ず道場を荘嚴して供物を弁備す。三礼し著座。塗香、護身法、普供、三力等は常の如し」とあり、現今に用いられる「十八道加行作法」を確認しても大きな相違は確認できない。

続いて、その初夜次第を挙げれば左記の通りとなる。<sup>一〇六</sup>

次九方便

次三千仏名札

次七仏略戒経 七反

次宝篋印タラ尼 七反

次光明真言 四十九反

祈願等畢

ここでは懺悔法である胎藏界の「九方便」を始めとして、初夜のみ記された「三千仏名札」と「七仏略戒経」（七仏通戒偈のことか）、そして「宝篋印陀羅尼」「光明真言」と続き、総じて滅罪に関する誦等が特徴的である（「七仏略戒経」の詳細と読誦目的は不明）。おそらく、この「次第」は通じて「十八道念誦次第」の前行（加行）にあたる懺悔滅罪を主目的とする礼拝行の中で、『理趣経』を読経する部分に、従来、懺悔滅罪をはかる際に用いられてきた「三千仏名札」をあてて「受戒前行作法」としたものであろう（識者のご教示を請う）。

次に後夜の次第であるが、初夜と同様に左記の通りとなる。<sup>一〇七</sup>

先前方便如上

次金剛界礼懺



次梵網戒經 一反

次尊勝タラニ

次戒波羅蜜呪 四十九反

祈願等畢

まず初夜に引き続き「前方便、上の如し」として初夜次第の冒頭に記された「先ず道場莊嚴……」以下の常用作法を行い、次いで金剛界の懺悔法である「金剛界礼懺」(五悔)、さらに「梵網戒經」(江戸期においても伝統的な自誓受戒に関する教理の拠り所であり、滅罪を目的とした読誦という実践に用いられるなど、重要な經典と認識されていたためか)、「尊勝陀羅尼」「戒波羅蜜呪」が挙げられている。ここでは滅罪や好相感得を主目的とする点は初夜と同様であろうが、初夜が胎藏界であるのに対して、後夜で「金剛界礼懺」を用いることで金胎両部に涉っている。また「梵網戒經」と「戒波羅蜜呪」などの戒律に関する経文や真言の読誦を特徴として挙げられよう。

次に日中の次第について整理すると左記の通りとなる。<sup>一〇八</sup>

先前方便如上

次礼文

次心経 七反

次理趣経 一反

次弥陀大呪 七反

次讚回向

已上毎日三時、是の如し。余す所の勤修、用いるや否やは意に任す。

安永第九年二月十六日

阿闍梨耶苾芻密門

この日中次第でも「前方便は上の如し」と記され、「礼文」（正確に何を指すかは不明であるが、現今高野山で用いられている『真言宗常用諸経要聚』の「礼文」<sup>一〇九</sup>を指すのであろうか）、「心経」「理趣経」「弥陀大呪」（初夜、後夜、日中にて三陀羅尼を唱えたことになるが、いずれも滅罪の功德がある）「讚・回向」が挙げられている。ここでは初夜・後夜でみられた「祈願等」が確認できず、代わりに「讚・回向」となっている点に興味深い。さらに毎日三時の修行の他、余暇における行も認められていたようである（個人の意業任せ）。これら日中行の目的も内容から推察するに、専ら読経などによる懺悔滅罪・好相感得の祈りであったと思われる。

また「受戒前行作法」の奥書の後ろに追加として<sup>一一〇</sup>

右の外、帰する所の本尊に就き供養法の念誦及び大乘經典の転読、泥塔、印仏、経行、坐禅等、之れを勤修す。用いるや否や、行者の意業に任せるのみ。大乘經典とは『法華』『涅槃』『楞伽』『大集』『花嚴』『大般若』等なり。

と記されている。これによれば本尊の供養法を修し、また大乘經典の読誦(『法華』『涅槃』『楞伽』『大集』『花嚴』『大般若』等)、泥塔(泥土で小塔を作製し供養)や印仏(仏菩薩の像を彫った印(判子)や数体をまとめて彫った版木等で紙などに尊像を押し(または摺り)、一度に多数の仏像を造立して供養)、経行(本尊の回りを経を読むながら歩くこと)や坐禪等の行を修すとされるが、何を行うかは行者の意樂に任せるとされる。これは日中次第の末尾に記された「余す所(それ以外)の勤修」にあたるのであろう。つまり「受戒前行作法」は三時立ての行ではあるが、行者の意樂によつては常時の行にも成り得るといえる。

以上を踏まえて「受戒前行作法」は「十八道加行作法」に則つて作成された密教立の次第であると考えられる。

続いて「敬白願文」については「受戒前行作法」を確認しても、明確に読誦する箇所が見当たらない。開白の時に奉読された可能性も考えられるが、初夜・後夜の次第中にある「祈願等」や日中の「礼文」にて読まれた可能性もあり、不明瞭と言わざるを得ない(識者のご教示を請う)。その「敬白願文」は左記のとおりである。

弟子某甲、願はくは我れ神呪の威力に依りて無始なる罪障を纒に消滅せば、必ず円満なる尊容を拝し奉らん。

弟子——、願はくは大悲をもつて甘露の瓶水を灑ぎ、我が三業を清からしめんことを。

弟子——、願はくは我れ登壇受戒し、実に得戒し、必らず得戒の相を示さん。

仰ぎ乞ふ、哀愍大悲をもって悉地成就せんことを。

この願文から「滅罪による圓滿なる本尊の尊容を拝し奉ること」「本尊の慈悲による行者の三業の浄化」「得戒成就の懇願」の三点の願いが確認できる。具体的に「好相感得」が願文に入っていないが、「得戒成就」が祈られているという点（前提として好相を感得している）で省かれたのであろうか。いずれにしても、この「受戒前行作法」と「敬白願文」が真別処（有部律派）での受戒に先立ち、前行（別行）として用いられていたであろう。

次に好相の基準に用いられたと考えられる「△『蕤呬耶經』の部分引用文△」について考察を加えたい。

#### (ハ) 「△『蕤呬耶經』の部分引用文△」について

この『蕤呬耶經』の抜き書きについては密門房本初が文末に「已上、經說畢んぬ。好相を簡括する為に之を秘書す。南山苾芻密門」と述べていることから受戒の前行である好相行、その具体的な好相感得の条件を把握するために記したことが知られ、諸師によって用いられたのであろう。尚、この『蕤呬耶經』については『御請来目錄』<sup>二一</sup>と『三学録』<sup>二二</sup>の両方（経部）に経名が見出せる。また善無畏（六三七〜七三五）は『大日經疏』において『蕤呬耶經』を『瞿醯經』の名前で引用しており、この抜粋文については『大日經疏』の灌頂において、第六日の夜に受者の見る夢相の占いに関する箇所<sup>二三</sup>に、一部分ではあるが引用を確認できた。

まず引用されている『蕤呬耶經』の抜き書きであるが、原文では「揀択弟子品」中に確認でき、「吉祥・不吉祥の相の分別」を指す内容として説かれている。<sup>一一四</sup>「受戒前行作法」では吉祥・不吉祥の記載はなく、『瞿醜經』へ上十／一丁<sup>一一五</sup>二云<sup>一一六</sup>として左記のように引用のみ記載されている。

次に即ち諸弟子の為に広説すべし。正法に相応せんと願欲せしめ、<sup>一一六</sup>然して後に、教へて頭面を東に向へ、茅草を敷き臥せしめよ。天明に起き已りて、阿闍梨は応に彼らに善・不善の夢を問ふべし。所謂る夢に如来の功德海を具す制底と尊容を見る、及び供養することを見る、或ひは僧の所に於ひて法を聞く、或ひは余人の処にて法を聞く、或ひは法義を決択することを見る、<sup>一一七</sup>或ひは經典を転読することを見る、或ひは僧衆を見る、或ひは一僧を見る、或ひは共に住し及び語る、或ひは自ら出家することを見る、或ひは僧伽藍を見る、或ひは尼僧を見る、或ひは菩薩衆を見る、或ひは父母及び諸兄弟を見る、或ひは尊者を見る、或ひは真言を誦するを見る及び真言を見る、或ひは明を受得するを見る、<sup>一一八</sup>或ひは成就の相を見る、或ひは律儀を受く、或ひは樹林と江海と、<sup>原ママ</sup>及び大海と大山と、及び鳥とを見る、或ひは敬信の国王と仙人と、及び婆羅門とを見る、或ひは高官、<sup>一一九</sup>豪貴富、宰相を見る、或ひは牛、馬、犢子、師子、及び鹿、吉祥鳥を見る、或ひは金及び諸の珍宝を得ることを見る、或ひは地蔵の種種なる財物及び淨衣服等<sup>一二〇</sup>を得ることを見る、或ひは諸穀と器、杖と花と果と諸の嚴身の具とを得る、或ひは乳粥を食す、或ひは童男の童女と<sup>原ママ</sup>交わる及び端正婦人を見る、或ひは交友を見る、或ひは与し共に語ることを見る、或ひは灌頂を蒙り、或ひは軍持を得、陣に於ひて勝つこ

とを得て怨敵を殺害し、或ひは親情眷属の一处に集会するを見る、或ひは山に登り、象及び車と輜車とに乗りて高樓閣に上り、或ひは諸の希なる奇異相の相を見る、或ひは護摩及び諸善事を作すことを見る、或ひは河を渡り大坑を超ゆるを見る、亦たは悪賊を決し、相撲をして叫喚し、種種に遊戯すること、諸の縦事を作すは諸の吉祥なる善夢、或ひは真言の法則を聞く、或ひは節日を見る、又は善人を見る、或ひは讃嘆を蒙る、又は向に起首して成就の法を作すことを見る、亦是他の作すことを見る、是の如く等の夢、応に吉祥と知るべし。

これによれば諸弟子の為に「吉祥・不吉祥の相について」詳しく説くべきである。まず正法〔を受け「に相応しい者になりたいという願いを發させ、教えて頭を東に向けて、茅草（吉祥草）を敷いた上に横になつて就寝させる。天明（明け方）に起床し、阿闍梨は彼ら（行者）に善（吉祥）・不善（不吉祥）の夢（その内容）について、問わなければならない。つまりここで言う夢の内容とは、①如来の深広な海の如き功德を備えた制底（仏堂や仏塔等）と尊容（仏・菩薩の姿）〔を見ること〕や、②それらを供養しているところを見ること、③僧のもつて仏法を聞くこと、④他の人のもつて仏法を聞くこと、⑤仏法の教義を決択するところを見ること、⑥經典を転読しているところを見ること、⑦僧衆を見ること、⑧一僧を見ること、⑨「仏子」同士で共に住して法を語ること、⑩自身が出家するところを見ること、⑪僧伽藍（僧院）を見ること、⑫尼僧を見ること、⑬菩薩衆を見ること、⑭父母や諸兄弟を見ること、⑮尊者を見ること、⑯真言を誦するところを見ること、⑰真言（記されたものなどか）を見ること、⑱明（真言）

を受得するところを見ること、<sup>①9</sup>成就の相を「得るところを」見ること、<sup>②0</sup>律儀を受くこと、<sup>②1</sup>樹林と大きな川、大海と大山、島を見ること、<sup>②2</sup>敬信なる国王と仙人、婆羅門を見ること、<sup>②3</sup>高官や豪貴富(身分の高い富豪)、宰相を見ること、<sup>②4</sup>牛や馬、犢子(子牛)や師子、鹿や吉祥鳥(金翅鳥・鳳凰・孔雀などの吉祥な鳥)を見ること、<sup>②5</sup>金や様々な珍宝を得るところを見ること、<sup>②6</sup>地に蔵された様々な財物「を得るところを見ること」や、<sup>②7</sup>浄衣服等を得るところを見ること、<sup>②8</sup>様々な穀物、器や杖、花や果実、諸々の身を飾る装身具を得ること、<sup>②9</sup>乳粥を食すこと、<sup>③0</sup>童男や童女、端正なる婦人を見ること、<sup>③1</sup>友と親交を深めるところを見ること、<sup>③2</sup>「友など」と共に語るところを見ること、<sup>③3</sup>灌頂を蒙ること、<sup>③4</sup>軍持(水瓶)を得ること、<sup>③5</sup>陣において勝利し怨敵を殺害すること、<sup>③6</sup>親情の心をもった眷属(親戚など)が一ヶ所に集会するところを見ること、<sup>③7</sup>諸々の天神を見ること、<sup>③8</sup>「諸天神が」山を登り、象や車、輜車(大きな車)に乗って高い楼閣に上る「ところを見ること」、<sup>③9</sup>諸々の希少で不思議な奇瑞の有様を見ること、<sup>④0</sup>護摩や諸々の善事(善行)を行うところを見ること、<sup>④1</sup>河を渡るところや大坑(巨大な深い穴)を超えるところを見ること、<sup>④2</sup>悪しき賊を退治することや相撲をとって叫喚するなど、様々な遊戯をして、諸々の縦事(遊戯における様々な技芸を行うことか)を行うことは、諸の吉祥なる善夢である、<sup>④3</sup>真言密教の法則(儀軌)を聞くこと、<sup>④4</sup>節日(祝日や祝祭)を見ること、<sup>④5</sup>善人を見ること、<sup>④6</sup>讚嘆を蒙ること、<sup>④7</sup>「成就の法」を修することや、<sup>④8</sup>成就の法を他者が行うところを見ること。これらのような夢は、まさに吉祥であると知るべきである、という意味になろう(一)」内の文は試訳を示すうえで、筆者が必要と考え補入

した)。これら好相の例とされる好夢（四十八種）を内容によって整理すれば左記の通りとなる（試訳であつた番号を参照）。

◎「見る」好夢の相（三十六種）

- ・ 仏、菩薩、天……①⑬⑳㉑㉒㉓
  - ・ 出家者・在家者……⑦⑧⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕
  - ・ 動物……㉔
  - ・ 建物……⑪
  - ・ 宝物や装身具等……㉖㉗㉘㉙㉚
  - ・ 自然……㉛㉜
  - ・ 仏法……㉝㉞
  - ・ 修行……㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷
  - ・ その他……㊸㊹
- ◎「聞く」好夢の相（四種…重複あり）
- ・ 仏法……③④⑨④③
- ◎「行為」の好夢の相（九種…重複あり）
- ・ 仏法を語る……⑨二七



- ・ 律儀を受ける……………<sup>20</sup>
  - ・ 乳粥を食す……………<sup>29</sup>
  - ・ 灌頂を蒙る……………<sup>33</sup>
  - ・ 軍持(瓶)を得る……………<sup>34</sup>
  - ・ 陣において勝利し怨敵を殺害すること……………<sup>35</sup>
  - ・ 諸々の縦事(遊戯における様々な技芸を行うことか)を行うこと……………<sup>42</sup>
  - ・ 讚嘆を蒙ること……………<sup>46</sup>
  - ・ 「成就の法」を修すること……………<sup>47</sup>
- これらを概観すれば夢に見るものであることから、何かを「見る」という例が多岐にわたっており、「聞く」という好相は四例のみと最も少ない。また戦に勝って怨敵を殺害という、一見すると破戒(不殺生戒を破る)となる行為が好夢の相として記されているようであるが、明王が外道を降伏するように、自身の煩惱を降伏する象徴として見る夢ということであろうか。好夢の相については『大日経』・『大日経疏』「入曼荼羅具縁真言品」第二の本文にも見られ、更に『蘇悉地経』「祈請品」第二十三や『蘇婆呼経』「念誦真言軌則観像印等夢証分品」第六などにも同様な記述をみることができ、真言密教において悉地の成就を保証するものであったといえよう。
- 次に『大日経』(ここでは『大日経疏』の非好相も示す)と『蘇悉地経』『蘇婆呼経』における好夢の相を

列挙していききたい。尚、ここでは「好夢の相」の混同を避けるため、それぞれABCを番号の頭に付し、さらに『大日経疏』の「非好夢の相」については□で囲って明記した。加えて『蘇悉地経』内につき、好夢の相に相違が確認できた部分は【例・B①成就相「部主を見る」】などと示した（以下、好夢相について内容を示すうえで必要と思われる部分には「」を補入した）。まず『大日経』の好夢は左記のとおりである。<sup>二二八</sup>

A①「僧の住処を見る」、A②「厳かな園林を見る」、A③「他に類を見ない優れた御堂を見る」、A④「優れた見晴らしのよい〔高い建物や、〕景観などを見る」、A⑤「幡を見る」、A⑥「〔天〕蓋を見る」、A⑦「摩尼珠を見る」、A⑧「宝刀を見る」、A⑨「悦意（よろこばしい）の花を見る」、A⑩「女人（三昧の象徴）が清浄な衣服を着ているところを見る」、A⑪「端正にして色鮮やかで美しい〔女人〕を見る」、A⑫「父母と善友を見る」、A⑬「天身（聖人）のような男子（智慧の象徴）を見る」、A⑭「群牛において雌の牛の乳が豊かな様を見る」、A⑮「経巻が清浄で汚れのない様を見る」、A⑯「如来を見る」、A⑰「縁覚の聖者を見る」、A⑱「仏門における声聞の聖者を見る」、A⑲「大乘の諸菩薩を見る」、A⑳「目の前で稀有な妙果（法＝悟りの成果）を示している様を見る」、A㉑「大きな河や池を渡る」、A㉒「妙な音楽や法音を聴く」、A㉓「吉祥、という言葉が発する」、A㉔「意樂の果を与えるべきである（授記）、という言葉が発する〔ことを見る〕」。

ここでは二十四種の「好夢の相」が説かれ、「見る」好夢が多く確認された。これに対して『大日経疏』

では『大日経』の内容を詳説したうえで、『大日経』の一部の所説に対してA④「仏塔が燃え壞れて荒廢するなどの様を見るのは非善夢」とA⑮「経巻や帙などが汚れて壞れ、経文の字が欠損している様を見るのは不善」、A⑳「漂流して溺れ、助かる所が無い様を見るのは不善」のように「非好夢の相」<sup>三〇</sup>が示されている。さらに、この「非好夢の相」について『大日経疏』のみ(『大日経』には確認できない)の記述として、別途A『大疏』1「狂象に追われて恐怖し、危険が迫る様を見る」、A『大疏』2「駱駝に乗る」、A『大疏』3「不快で悪しき者の復飾が壞れている様を見る」、A『大疏』4「自身が青泥や汚物の中に転び倒れる様を見る」、A『大疏』5「種々の不浄な物が空から落ちてくる様を見る」が挙げられている(計八種)。次に『蘇悉地経』の好夢は左記のとおりである。<sup>三一</sup>

B①成就相「部主(部派の祖や金剛界五部・胎藏界三部における各部の主尊等)を見る」、B②成就相「真言主(大日如来)を見る」、B③成就相「明主(賢明な君主)を見る」、B④悉地相「三宝を見る」、B⑤悉地相「諸菩薩を見る」、B⑥悉地相「四衆(比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷か)を見る」、B⑦悉地相「諸仏菩薩や四衆などへの」供養を見る」、B⑧近勝上悉地相「自身を見る」、B⑨近勝上悉地相「眞言を誦持して諸事(密教修法)等を作すことを見る」、B⑩近勝上悉地相「自身が白く清浄な衣服を着ることを見る」、B⑪近勝上悉地相「他所より来て敬って供養するところを見る」、B⑫悉地相「山や峰の上に登ることを見る」、B⑬悉地相「象に乗ることを見る」、B⑭悉地相「大河海を渡ることを見る」、B⑮悉地相「果樹の上に昇ることを見る」、B⑯悉地相「師子に乗ることを見る」、B⑰悉地相「牛や鹿、馬な

どの諸動物に乗る」、B<sup>⑱</sup> 悉地相「飛鵝（水鳥）や孔雀をはじめ、一切の飛ぶ鳥などに乗る」、B<sup>⑲</sup> 悉地相「美女が瓔珞を身に付け、手に花瓶を持っているところを見る」、B<sup>⑳</sup> 悉地相「香や花蓋で囲いめぐらされた所を行道することを見る」、B<sup>㉑</sup> 悉地相「象や馬を受得することを見る」、B<sup>㉒</sup> 悉地相「車や諸の宝物などを受得することを見る」、B<sup>㉓</sup> 悉地相「花果の根や牛蘇、乳酪や稲花などの物、これら成就の薬となるものを得るところを見る」。

※ここでは好夢の相について「成就（三種）↓悉地（四種）↓最上の悉地へ纒に近づく」（四種）↓悉地（十一種）の順番で獲得する結果（好相）が記されている（「勝上悉地……」〈最上の悉地へわずかに近づく〉と記されているが、どの程度の悉地に値するかは不明である）。

ここでは二十三種の「好夢の相」が示され、さらにいずれも好相を示すのであろうが、その感得に応じて成就・悉地・近勝上悉地相として三種の相が説示されていた（その由来は不明）。次いで『蘇婆呼経』の好夢は左記のとおりである。<sup>三三〇</sup>

C<sup>①</sup> 「仏菩薩の出現を見る」、C<sup>②</sup> 「自身が高い楼閣に登る」、C<sup>③</sup> 「大樹に登る」、C<sup>④</sup> 「師子に騎る」、C<sup>⑤</sup> 「白馬に乗る」、C<sup>⑥</sup> 「大白虎に騎る」、C<sup>⑦</sup> 「大きな高山に昇る」、C<sup>⑧</sup> 「犀に騎る」、C<sup>⑨</sup> 「白象に乗る」、C<sup>⑩</sup> 「空中に大きな雷音を聞く」、C<sup>⑪</sup> 「白牛に騎る」、C<sup>⑫</sup> 「黄牛に騎る」、C<sup>⑬</sup> 「錢財を得る」、C<sup>⑭</sup> 「花鬘（花飾り）を得る」、C<sup>⑮</sup> 「清らかな五色の衣を得る」、C<sup>⑯</sup> 「酒や肉を得る」、C<sup>⑰</sup> 「みずみずしい果物を得る」、C<sup>⑱</sup> 「白・青・赤色の蓮華を得る」、C<sup>⑲</sup> 「如来の尊容を得る」、C<sup>⑳</sup> 「如

来の舍利を得る」、C 21 「大乘の經典を得る」、C 22 「自身が大規模な法会に於いて仏・菩薩・聖僧と共に座つて食事をする」、C 23 「駱駝を得る」、C 24 「犢子(子牛)を得る」、C 25 「車を満たすほどの載せる物を得る」、C 26 「白払を得る」、C 27 「鞋履(わら靴)を得る」、C 28 「横刀(長く大きい刀)を得る」、C 29 「孔雀の尾の扇」を得る」、C 30 「金の瓔珞を得る」、C 31 「宝珠や商佉(法螺)を得る」、C 32 「端正な美女を得る」、C 33 「自身の父母に遇う」、C 34 「金宝なる莊嚴具を得る」、C 35 「牙床(椅子の一種)にて休む時、白衣を「体にかけて」用いることを得る」、C 36 「自身が大海を過ぎることを見る」、C 37 「江河(ガンジス川)や龍の住む池、波や沼を渡る」、C 38 「酪を飲む」、C 39 「血で澡浴することを見る」、C 40 「自身が寺塔や僧坊に入ることを見る」、C 41 「如来が天龍八部衆に説法し、自身もその会にて説法を聴くことを見る」、C 42 「縁覚の為に十二因縁の法を説く」、C 43 「聖僧のために四果(小乗における四種の悟りの結果)を説くことを見る」、C 44 「菩薩のために六波羅蜜を説くことを見る」、C 45 「大力諸天王のために天上快樂の法を説くことを見る」、C 46 「優婆塞のために世俗を厭離する法を説くことを見る」、C 47 「優婆夷のために女人を厭離する法を説くことを見る」、C 48 「国王を見る」、C 49 「大力を有する阿修羅衆を見る」、C 50 「大いに浄行を修するバラモンを見る」、C 51 「英俊の丈夫(男性)を見る」、C 52 「端正な婦人を見る」、C 53 「大富豪にして正直で善心をもった長者を見る」、C 54 「自身の親族が一ヶ所に集まっているところを見る」、C 55 「苦行を行う仙人を見る」、C 56 「真言を誦する諸聖を見る」、C 57 「巧みに真言を誦する人を見る」、C 58 「自身が」日と月を飲みこんで納めること

を見る」、C<sup>59</sup>「大海に臥した時、大海の衆生が自身の腹中に流入することを見る」、C<sup>60</sup>「四洲の海水を飲むことを見る」、C<sup>61</sup>「龍に乗って水をそそぎ、四洲を潤すことを見る」、C<sup>62</sup>「自身が空を飛ぶところを見る」、C<sup>63</sup>「須弥山に座して、四洲の龍王が皆な来たりて頂礼することを見る」、C<sup>64</sup>「自身が屎坑（聖性を有する牛などの糞がたまる穴か）に墮することを見る」、C<sup>65</sup>「自ら人の精を飲むことを見る」、C<sup>66</sup>「人の血肉を喫うことを見る」、C<sup>67</sup>「大火聚（大きな炎）に入ることを見る」、C<sup>68</sup>「女性が自身の中に入ることを見る」。

ここでは六十八種の「好夢の相」が示され、さらに『大日経』や『蘇悉地経』には言及されない相も確認できた。殊に「酒肉の獲得」や「横刀の獲得」、「血での澡浴」や「屎坑に墮することを見る」、「人の精を飲む」や「人の血肉を喫う」、「大きな炎に入る」などは他に見られない特異な相であり、行者に清浄性や聖性などをもたらし、成就へと繋がる相として認識されていたのであろう（この中、破戒に繋がる条件にも関わらず列挙されているのは、当時これらが身心に何かしらの力をもたらすと考えられていたのであるか。インドにおける密教と外道の呪術との関係が考えられるが、今は触れない）。これらを踏まえて『大日経』『蘇悉地経』『蘇婆呼経』『大日経疏』の好夢の相を整理すると左記の通りとなる。

・動物	A ⑭	悉地相 B ⑬・⑯・⑳	
・自然	A ⑨	悉地相 B ⑫・⑭・⑮	C ⑳・㉑
・武器	A ⑧		
・宝物や装身具等	A ⑤・⑥・⑦	B ㉒悉地相	
・建物(含景観)・敷地	A ①・②・③・④		C ④⑩
	A ⑱	B ⑥悉地相	
		B ⑲悉地相	
・出家者・在家者	A ⑩・⑪・⑫・⑬・⑰	B ③成就相	C ④⑧・⑤⑩・⑤⑪・⑤⑫・⑤⑬・⑤⑰
・仏、菩薩、天、祖師等	A ⑯・⑲	B ①・②成就相 B ⑤悉地相	C ①・④⑨
◎「見る」好夢の相(七十四種)	(見A二十一種)	(見B二十一種)	(見C三十二種)
	A 『大日経』	B 『蘇悉地経』	C 『蘇婆呼経』

・仏法

A ⑮・⑳・㉔

B ④・㉓ 悉地相

C ④①・④②・④③・④④・④⑤  
④⑥・④⑦

・修行

B ⑦・㉒ 悉地相

B ⑨・⑪ 近勝

上悉地相

・その他

B ⑧・⑩ 近勝

上悉地相

C ③⑨・③⑤・③⑧・③⑨・③⑩・③⑪  
③⑫・③⑬・③⑭・③⑮・③⑯・③⑰  
③⑱・③⑲・③⑳・③㉑・③㉒・③㉓  
③㉔・③㉕・③㉖・③㉗・③㉘・③㉙  
③㉚・③㉛・③㉜・③㉝・③㉞・③㉟  
③㊱・③㊲・③㊳・③㊴・③㊵・③㊶  
③㊷・③㊸・③㊹・③㊺・③㊻・③㊼  
③㊽・③㊾・③㊿

◎「聞く」好夢の相(二種)

(聞A二種)

(聞Bナシ)

(聞C二種)

・法音・音楽

A ⑳

・自然

C ⑩

◎「行為」好夢の相(三十九種)

(行A二種)

(行B二種)

(行C三十五種)

・渡る行為

A ㉑

C ③⑦

・言葉を発する行為

A ㉓



<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗る行為</li> </ul>	B ⑰・⑱ 悉地相	C ④・⑤・⑥・⑧・⑨ ⑪・⑫
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登る行為</li> </ul>		C ②・③・⑦
<ul style="list-style-type: none"> <li>・得る行為</li> </ul>		C ⑬・⑭・⑮・⑯・⑰ ⑱・⑲・⑳・㉑・㉒ ⑳・㉑・㉒・㉓・㉔ ㉕・㉖・㉗・㉘・㉙ ㉚・㉛・㉜・㉝
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事をする行為</li> </ul>		C ㉔・㉝
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遇うという行為</li> </ul>		C ㉔
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物</li> </ul>		A ④
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仏法</li> </ul>		A ⑮
<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物</li> </ul>		A 『大疏』 1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・在家者</li> </ul>		A 『大疏』 3
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「行為」非好夢の相(四種)</li> </ul>	(行A四種)	(行Bナシ)
		(行Cナシ)

・渡る

A ⑳

・乗る

A 『大疏』2

・不浄

A 『大疏』4

A 『大疏』5

これら全体を概観すると、前例のように「見る」（目撃する）という好夢の相が最も多く散見される。そして『大日経』でも「見る」（目撃する）という好夢の相が大半を占めており『蕤咽耶経』と近い印象を受けた。また『大日経疏』になって、善無畏の解釈が加わり、他に見られない非好相が提示されている点も注目すべきであろう（そもそも好夢の反対を体験するとなれば非好相となるのであるが）。また善無畏に関わっては『無畏三藏禅要』<sup>二三三</sup>でも密教戒受戒儀の「第六問遮難門」に「先ず問ふ、若し七逆罪を犯すこと有る者には、師、応に戒を与授すべからず。応に懺悔せしむべし。須らく七日、二七日、乃至七七日、復た一年に至るまでにすべし。懇到に懺悔し須らく好相を現すべし。若し好相を見ざれば、戒を受くとも亦た戒を得ず」とあり、やはり好相行の指示されている点は注意される（ここでは好夢・非好夢の具体的な内容に関する記載はなし）。

次に『蘇悉地経』では二種（乗る行為の相）以外全てが「見る」（目撃する）という好夢であり、成就を三種に分けている点は興味深く（いずれも成就という点では同じ相なのである）、他経には見られない特

徴である(ただ『蕤呬耶經』<sup>三四</sup>には「所見の夢の上中下品に随つて成就を獲得することも此れに準じて応に知るべし」と記され、好夢にも上中下の差異があることが示されている)。

そして『蘇婆呼經』では『蕤呬耶經』など他經と異なり、「見る」(目撃する)よりも「行為の好相」の方が多く説かれ、さらに特殊な好相が多数確認できた(他經の好相と比べても呪術的な色合いが濃く、よりインドの思想や文化に近いように感じられる)。今回、これらの比較を通して多様な好相や、その共通部分を些か確認できたが、内容の完全一致や統一性、その源流を把握するにはいたらなかった。加えて、『蕤呬耶經』のみが用いられた明確な理由を挙げられなかった点も、今後の課題としたい(管見の限り、有部律派以外で「好夢の相」として『蕤呬耶經』を用いた記録は見当たらない)。現時点では『蕤呬耶經』の引用が、「有部律」受戒の前行において貴重な好相資料(先師などの具体的な好相の記録ではなく、好夢の相の基準として採用された密教經典)として重視されていたという指摘程度に留めおきたい。

#### 四、結び

今回、密門房本初の著作や書写奥書などを頼りとして、既知の密門房本初の伝記に些かの肉付けを行った。その中で著作の真偽を始め、有部律派の中での見解の相違など多くの問題点が浮かび上がった。これにより有部律興隆運動における密門房本初をはじめとした諸師、その活動背景や交流関係の重要性を

改めて確認することができた。特に高野山浄蓮院真源を起点とする交流関係は見逃せない要素であるといえる。この真源は弟子の妙瑞や、親交のあった慈雲飲光（二七一八～一八〇四）へ『三学録』を根拠とした「有部律」宣揚の働きかけを行い、妙瑞の下からは学如房円極・密門房本初・等空房本瑞の三傑僧が出て大いに有部律興隆運動が隆盛した（現在、先行研究を俯瞰しても「有部律興隆運動」の全貌が把握されているとは思えず、おそらく一端のみが知られている程度である）。そして、この興隆運動の中心を担った密門房本初の交流については、左記のように整理できる（前述「年表」初出順）。

寺院……神応寺（阿波国）、北室院（高野山）、真別処（高野山）、補陀落院（高野山）、久米寺（大和国）、宝性院（現在の高野山宝寿院・高野山無量寿院と合院）、吉祥寺（和泉国）、親王院（高野山）、吉祥庵（阿波国）、正興庵（阿波国）、地藏院（高野山）、宝満寺（丹波国）

僧侶……宥観（阿波国神応寺）、妙瑞（高野山真別処）、真源（高野山成蓮院）、明殿（密門弟子）、妙吽（密門弟子）、龍海（真別処の法嗣）、智光（宝満寺）

これらの交流は真言密教の授受や次第の書写などが主目的であったと思われるが、「有部律興隆運動」の展開後は真別処を中心として戒律の授受や研鑽を目的として交流がなされたのであろう。これらについては「有部律興隆運動」以前、律院としての真別処という視点を加えて未見資料を踏まえ再検討する予定である。

また密門房本初が用いたと思われる受戒における前行作法は、別称で二種現存しており、ほぼ同様の

内容の次第であることから「受戒前行作法」と称して本論考で考察を行った。その内容を概観すれば〔覚書〕「受戒別行作法」「敬白願文」「〔蕤呬耶経〕の部分引用文」の四点で構成されている。殊に〔覚書〕には吉日を定めた後「次第」を与えられて行に臨むこと(好相を感得するまで外出を禁じて行に専念)。それを最終的に依止師が確認して夢(好相)の可否を決めることが記されており、好相行の概要を知ることができた。そして「受戒前行作法」は「十八道加行作法」をベースにした三時立の密教的前行次第となっており、供養法ではなく礼拝と読誦を中心にして懺悔滅罪・好相感得が祈られる内容であった(供養法は行者の意樂に任せた間暇の勤修とされている)。また「敬白願文」については何時読まれるかは不明であるが、「滅罪による円満なる本尊の尊容を奉拝すること」「本尊の慈悲による行者の三業の浄化」「得戒成就の懇願」の願いが確認できた(具体的に「好相感得」が願文に入っていないのは、これら所願を成就するための前提として必須の事柄であるが、それ自体が目的ではないからであろう)。さらに〔蕤呬耶経〕の部分引用文〕について『蕤呬耶経』を『瞿醯経』の名称で引用する『大日経疏』だけではなく、注釈される『大日経』の本文や、或いは『蘇悉地経』や『蘇婆呼経』などの密教經典にも同様な好夢の相が説かれており、何故『蕤呬耶経』以外から引用しなかったのかは不明である。現時点で筆者は、『蕤呬耶経』の好夢の相について、ここに記された好相以外にも依止師の判断によって認められた事例があり、あくまでも〔蕤呬耶経〕の部分引用文〕は好相の可否を決断する目安であったのではないかと考えている。

以上を踏まえて、筆者は上田氏が指摘する「浄厳が真言密教的視点から戒律解釈を試みた」という思想<sup>三六</sup>のように、真別処でも「十八道加行作法」という密教次第をベースに「受戒前行作法」が作成されて用いられていたと推測している。加えて今回取り上げた「受戒前行作法」は「有部律興隆運動」の展開における重要な実践作法であったと確認できたが、他律院の次第と比較して共通点を探る必要があると思われる。特に律の三僧坊との比較は、江戸期受戒の好相行を説明する重要なアプローチであるといえよう。

#### 註

##### 一 「律三僧坊」

山城国 槇尾山西明寺（平等心王院）……一五九六年に俊正明忍の中興

河内国 青龍山野中寺……一六七〇年頃に慈念慧猛（一六一四〜一六七五）の中興

和泉国 大鳥山神鳳寺……寛文年中（一六六七〜一六七二頃）に快円恵空（一六三三〜一七二二）の中興

二 高松世津子「自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察―近世期・真言律系を中心に―」（『日本宗教文化史研究』第二十三巻第二号、二〇一九）。

三 三川崎大師教学研究所所蔵『受戒別行記』No.二四二二六、『受戒前行作法』No.二四二二七。両写本の書誌は左記の通りとなる。

##### ○ 『受戒別行記』 一包四紙

書写年時不明（江戸時代後期写） 書写者不明

1 「受戒前行作法」 楮紙打紙 折紙一紙 法量 二八・七cm×三九・四cm 外題・尾題ナシ 内題「受戒前行作法」 奥書「安

永第九年二月十六日／阿闍梨耶苾芻密門／追加／右之外就所版本尊而供養法／念誦及轉讀大乘經典泥／塔印佛經

- 行坐禪等之ノ勤修用否任行者意ノ樂耳ノ / 大乘經典者法花涅槃楞伽大集花嚴大般若等也」
- 2 「敬白願文」 楮紙打紙 切紙一紙 法量 二二・三 cm × 三二・七 cm 外題・尾題ナシ 内題「敬白願文」
  - 3 「『養咽耶經』の部分引用文」 楮紙打紙 切紙一紙 法量 二四・七 cm × 三四・八 cm 外題・内題・尾題ナシ 奥書「已上經說畢為簡拈好相祕書之南山苾芻密門」
  - 4 「『覺書』」 楮紙打紙 折紙一紙 法量 二四・七 cm × 三四・七 cm 外題・内題・尾題ナシ
  - 5 「包紙」 楮紙打紙 一紙 法量 二九・〇 cm × 四一・七 cm 表書(墨書直書)「受戒別行記」左傍下墨書「内三紙入」  
右下墨書「智光」(所持者名)
- 『受戒前行作法』 一包三紙
- 書写年時不明(江戸時代後期写) 書写者 智光(本文同筆)
- 1 「受戒前行作法」 楮紙打紙 折紙一紙 法量 三六・一 cm × 五〇・二 cm 外題・尾題ナシ 内題「受戒前行作法」 奥書「安永第九年二月十六日ノ阿闍梨耶苾芻密門ノ / 追加ノ右之外就所販本尊而供養法ノ念誦及轉讀大乘經典泥塔ノ印佛經行坐禪等之勤修ノ用否任行者意樂耳ノ / 大乘經典者法花涅槃楞伽ノ大集花嚴大般若等也」
  - 2 「敬白願文」 楮紙打紙 切紙一紙 法量 一七・九 cm × 四九・八 cm 外題・尾題ナシ 内題「敬白願文」
  - 3 「『養咽耶經』の部分引用文」 楮紙打紙 切紙一紙 法量 一八・〇 cm × 四九・九 cm 外題・内題・尾題ナシ 奥書「已上經說畢為簡拈好相祕書之南山苾芻密門」
  - 4 「包紙」 楮紙打紙 一紙 法量 三三・八 cm × 三九・八 cm 表書(墨書直書)「受戒前行作法」左傍下墨書「内三紙入」  
右下墨書「智光」(所持者名)
- 両書は、ほぼ同内容であるが包紙に記された名称が異なる(『受戒別行記』は三紙ではなく四紙となっていたが、『受戒前行作法』の三紙を考慮すれば、本来「覺書」が含まれないのであろう)。これについては本論中でも触れたが「別行」という名称は包紙と「覺書」のみに見られ、中の本紙には同様に「受戒前行作法」とあることから、受戒儀式を正行とす

ることに対して「前行」を「別行」といったものと考えられる。高松世津子氏（註九一参照）が野中寺の『知事日用』を用いて好相行を別行といった指摘があったが、本書に於いても野中寺系統の影響があった可能性も考えられよう。これについては実際に真別処第八世である如桂道芳が野中寺で学び、後に真別処住持となっている点も加味しなければならない（註九九参照）。

四 『統真言宗全書』第三十五卷（六五七頁下段、一九七八）。

五 『密教大辞典』の典拠とされる『紀伊統風土記』第一七を確認したが、管見の限り密門房本初の伝記は確認できず、同『風土記』の第四（本文引用）には簡潔ながら伝記を確認できた。

六 『統真言宗全書』第三十七卷（三〇一頁下段～三〇二頁上段、一九八〇）。

七 庄野光昭『阿波の僧侶と高野山』（一八三頁、二〇〇四）。

八 岸野亮示『学如（二七一六―七三）の編纂した義浄訳『根本薩婆多部律攝』に付せられた密門（二七一九―一八八）の序文と、そこに加えられた書き込みについて』『西山禪林學報』第三十三卷、二〇二二）。

九 稲谷祐宣氏は「密門律師の示寂年」（『高野山時報』二四七三号、一九八七）において『三玉院憲深方歴代祖師絵縁』（徳島県美馬市脇町西明寺の所蔵本を稲谷氏が上記のように名付ける）を提示し、寂年を天明八（一七八八）年十一月八日と紹介し、さらにそこに記された「寿七十才」という記述から生年を享保四（二七一九）年と仮定している。これを筆者が本論で示した「密門房本初の生涯年表」と比較すると、

稲谷祐宣氏

筆者

誕生年（年齢）

享保四（一七一九）年（当歳）

享保三（一七一八）年（当歳）

示寂年（年齢）

天明八（一七八八）年十一月八日（七〇歳）

天明八（一七八八）年十一月六日（七十歳）

※異なる点は太字網掛けを行った。

となり、世寿の記述によって誕生年が相違していることが知られる。これについては庄野光昭『阿波の僧侶と高野山』や『金



剛峯寺諸院家析負輯』などの記述、さらに年表中にも示した寛延元(一七四八)年十一月二十一日に書写した『十八道小次第安』(二十歳の時)の記述からも一七七八年誕生であることは疑いなく感じられる(世寿の相違のため、数え違いとは考えにくい)。筆者は稲谷氏の提示された資料が見のため断言はできないが、誤写などの可能性も視野に入れつつ、本稿では一七七八年誕生説(世寿七十一)を前提として考察を行った(示寂日も相違していることから、今後慎重に検討すべきであろう)。

一〇 高野山大学図書館所蔵『通受苾芻懺法不同記黑白抄』の巻末添付。この『通受苾芻懺法不同記黑白抄』については、奥書などがないため密門房本初の著作かは不明であるが、末尾に付された『弁童問』は以前拙稿でも指摘した雲雲寺第四世法明(一七〇六〜一七六三)の『密宗学録童問』(『密宗律童問』とも称するようである)に対する反論書である(佐竹隆信「実相律師の戒律観③―「師資相承」と「自誓受戒」の位置―」『川崎大師教学研究紀要』第七号、二〇二二)。これについては上田氏(『戒律の思想と歴史』三三二頁)が左図を提示して簡潔な紹介を試みているが内容の検討まで踏み込んでいない。

学如真言律行問答



図…(上田天瑞『戒律の思想と歴史』より引用)

この『弁童問』奥書には「宝暦八年戊寅九月褒灑陀日南山苾芻密門謹識」と記され、密門房本初が宝暦八(一七五八)年に著したことが知られる(傍線部分は「有部律」の訳語を用いている)。つまり本書は学如房本初が宝暦九年に御室の真乘院僧正有証(？〜一七五九?)へ福王寺を「有部律」の道場とする懇願を行った年の前年に著されたことになる。筆者はこれまで有部律興隆運動の展開を、宝暦九年学如房本初によって著された『真言律行問答』の存在や御室への懇願など、その活動前後を始まりと考えていた。しかし『弁童問』奥書にも確認できるように褒灑陀(布薩)が行われていた

ならば、有部律興隆運動の始まりを宝暦八年以前と考える必要がある（もちろん写本の誤記や、あくまでも内容は『四分律』に準じた布薩であり、呼称を褒瀧陀としているだけなど、別な可能性も十分にある）。さらに『真言律行問答』（宝暦九年・一七五九）と『密宗学録童問』（宝暦八年以前）の著作年を踏まえたうえで右図を確認すると上田氏の指摘に年代的矛盾を感じる。これについて本稿では紙数の都合もあるため、『弁童問』の内容については触れることができないが、別な機会に考察を加える予定である。

一一 川崎大師教学研究所蔵『密宗略出律行門』No.二四〇八五。同研究所蔵『密宗略出律行門』No.二四〇九二。

一二 筆者所蔵『沙弥十戒并威儀経』。

一三 川崎大師教学研究所蔵『根本薩婆多部有部律攝』（No.二四一四四）には「時宝暦龍次癸未年春三月戊寅、金剛峰寺必蜀密門、敬題す」とある。

一四 川崎大師教学研究所蔵『三聚戒本』（No.一九九〇四）には「明和元龍次甲申孟冬望／南嶽必蜀密門謹序」とある。

一五 上田天瑞『戒律の思想と歴史』（三三八頁、一九七六）。上田氏は『戒律の思想と歴史』内で筆者未見の『有部律異形問答』について、

同じ有部派においても、福王寺派と真別処派には多少の相違があったということである。それは真別処所蔵の写本に有部律異形問答一巻なる書がある。これは明和七年六月に密門の撰したもので（真別処本は自筆の本のごとし）、密門がこの年の夏、新学のために有部律撰を講じた時、聴徒中に異を好む者あつて、同じく有部律復興をはかりながら、学如師はもっぱら有部によつて行するのみに密門師はこれを依行せざるは何故かと聞いたので、この点を明らかにするためにあえて異形をなすのが有部律ではないことを説き、これを筆録したものである。すなわち三拜の形式、法会の着方、食事の呪願、食事作法に唱うる仏名等につき、福王寺は従来 방식을改め、全く南海寄歸伝に記すところによつて行うに、真別処にしからざるは如何という問に対して、密門は、有部律といえども義浄三蔵の説に溺るるは不可であり、日本には日本としての行法ありとし、有部を復興するもむしろ高祖の行履を学ばんとするものなりとして、学

如師との立場の相違を明かしておる。

学如<sup>ハ</sup>専<sup>ラ</sup>信<sup>シ</sup>浄師<sup>ノ</sup>伝文<sup>ヲ</sup>吾<sup>ハ</sup>親<sup>ク</sup>依<sup>ル</sup>高祖<sup>ノ</sup>行状<sup>ニ</sup>、親疏傍正<sup>自</sup>、在<sup>ニ</sup>於<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>耳、請<sup>フ</sup>学者幸<sup>ニ</sup>決択<sup>セ</sup>矣。吾等  
雖<sup>レ</sup>行<sup>ニ</sup>ト有律<sup>ニ</sup>並<sup>シ</sup>觀<sup>テ</sup>世尊<sup>ノ</sup>律文<sup>ト</sup>与<sup>ト</sup>祖師<sup>ノ</sup>行軌<sup>若<sup>シ</sup>有<sup>レ</sup>其<sup>ノ</sup>異<sup>一</sup>則<sup>チ</sup>必<sup>ズ</sup>隨<sup>フ</sup>行<sup>ス</sup>於<sup>ル</sup>祖師<sup>ニ</sup>」と、もつて両者の相違  
を知るべきである。</sup>

と述べ、『有部律異形問答』を密門房本初の著作であると明言したうえで、学如房円極(「有部律」依行の実態は義浄の説に依る)と密門房本初(依行については従来の日本にて行われてきた法式を尊重。もしくは従来の法式そのものを「有部律」依行であったと認識している可能性もある)の間における「有部律」依行の相違点を提示している(『戒律の思想と歴史』三三八〜三八九頁、一九七六)。上田氏の主張を踏まえれば、学如房円極が福王寺の法式を義浄の説によって変更したことに對して、密門房本初は「有部律」宣揚の重要性を認識しつつも、依行については従来の法式を尊重し、あくまでも宗祖空海が『三学録』にて示した「有部律」という律典郡の学習・理解を重視している(空海の意図も含め)、ということになる。しかしながら『有部律異形問答』引用部分のみを確認すれば、密門房本初が学如房円極のように偏ることはなくとも「有部律」に倣って依行していたようにも意味がとれる。その引用後半分は、あくまでも仏制である「有部律」と空海の行軌(教えや行儀など)とに相違が生じれば、空海の説に依ると述べているのであるから、上田氏が指摘するように密門房本初が「有部律」を全く依行していなかったと考える点には疑問が生じる。

ところで、この真別処所蔵『有部律異形問答』について、管見ながら高野山大学図書館の記録などを拝見したが、寄託本の中には存在を確認できなかった(真別処に現存しているのであろうか。識者のご教示を願いたい)。しかし近年、この本が岸野氏の聖教調査の過程(所蔵文献目録により)で徳島県の四国八十八ヶ所霊場第五番札所之地蔵寺に所蔵されていることが確認された(『無尽山莊嚴院地蔵寺所蔵文献目録』(第七冊)一五〇頁、二〇二〇)。こちらも筆者実物未見であるが、前の所蔵文献目録を参考に諸情報を確認した。その書誌情報に載る奥書には「安永戊戌維夏於南嶽真別墅書写畢/但陰桑門密乘」と記されており、一七七八年に真別処に於いて密乗が書写したことが知られる。しかしながら書

誌情報によれば表紙には「密乗造／隆応写」とも記されており、『有部律異形問答』の著者が密乗の可能性も浮上する。

そもそもこの密乗とは密門房本初の弟子にあたる真別処第十一世の龍海（一七五六―一八二〇）を指すと思われる。もし密乗が龍海を指すのであれば、有部三僧坊の一つである松尾寺を等空房本端に任され、さらに『陀羅尼宗所学有部律儀』を著す等、有部律興隆に尽力した人物の書写本といえる。また隆応については生没年など不詳であるが、真別処に住して仁和寺第三十七世を担った人物に浦上隆応（一八五六―一九二六）がいる。もしこれが真別処の隆応であれば、『理性院流血脈』（川崎大師教学研究研究所蔵『理性院流宝心方印信』No.一〇四七二）に「…中略…隆鎮<sup>支論</sup> 廣恵<sup>支論</sup> 智<sup>支論</sup> 隆應<sup>支論</sup>」と確認できるなど、前の龍海の弟子である真別処第十二世隆鎮（一七八三―一八五四）の系譜で理性院流を相承した人物になる。

もちろん『有部律異形問答』の撰者について、地藏寺所蔵本の書写誤りなどの可能性もあるため断言できないが、密乗造となると密門房本初の著したものではなくなる。もしくは密門房本初の口述を密乗が聞いて記した可能性もあろう。いずれにしても密門房本初著を否定する十分な証拠がないため、本論考では『有部律異形問答』を密門房本初の著作として考察をすすめたい。

- 一六 川崎大師教学研究研究所蔵『受戒別行記』（No.二四二二六）には「安永九年二月十六日／阿闍梨耶苾芻密門」とある。
- 一七 川崎大師教学研究研究所蔵『受戒前行作法』（No.二四二二七）は「安永九年二月十六日／阿闍梨耶苾芻密門」とある。
- 一八 『大日本仏教全書』第七十四巻、『国書総目録』第四巻、六七六頁。
- 一九 高野山大学附属図書館蔵『三国毘尼伝』金剛三昧院寄託本・光台院本。

徳田明本氏は『三国毘尼伝』の撰述を『律宗概論』（六四〇―六四一頁、一九六九）において、

享保十年（一七二五）真言宗に於ては純淨が『三聚戒論』を著して南山宗の兼学を破した。これは三摩耶戒を以て円戒に比し、安樂に対する真流円耳の主張と軌を一にするもので、篇聚戒を用いず单菩薩戒を主張したが、大鳥派の慧麟覚応は翌十一年末『彈三聚淨戒論』を以て是を破した。寂光は『律門殊鑑』を以て慧麟に応酬し、本初金剛は『三

「国毘尼伝」を以て真言に於ける南山律の伝統を弁じた。

と述べている。残念ながら本書には、『慧麟覚応(？)一七〇九(？)』らの活躍時期頃の撰述」と主張する引用元の情報が未記載のため、その根拠を明らかにすることはできない。しかし『三国毘尼伝』が享保十一(一七二六)年の撰述であるとすれば密門房本初(一七一八年誕生)は九歳にあたるため、徳田氏の指摘する執筆時期に著されたとは考えられない。

また藤谷厚生氏は徳田氏の説を引いたうえで『三国毘尼伝』の特徴を『三国毘尼伝』にみる近世真言律の特徴」(『印度学仏教学研究』第五十四卷第二号、二〇〇六)において、

この『三国毘尼伝』は如法真言律系の寂光と大鳥神鳳寺派の慧麟とが、持律における単持菩薩戒・篇聚戒論争を起した頃に、南山律の正統性を述べた典籍と評しておられるが、まさにこの書は近世期の真言律の立場とその正当性を著した書籍であり、当時の様相を知り得る上で重要な資料であると言えよう。

と提示し、上田氏の撰述年代説を踏襲されている。

ところで前出『有部律異形問答』の注記に於いても触れたが、密門房本初は律行について従来の法式を尊重する節があったとされる(ここでの「従来の法式」という言葉が日本における伝統的な『四分律』に依った法式ではなく、有部律派が主張する「真言宗の律行は、歴史的に本来行われてきた「有部律」であった」という前提のもと「従来の法式」)。「有部律」という認識を有していた可能性もある。もし妙瑞門下で有部律興隆運動三傑僧の一人に数えられる密門房本初が、南山律(南山道宣の流れを汲む『四分律』のこと)の正統性を述べたのであれば大変興味深い主張といえよう。もちろん有部律興隆運動の展開後、思想の変化が生じて率先しての有部律宣揚は控えたのかもしれない(密門房本初の弟子であり真別処第十一世の密乗房龍海は有部律宣揚に奮闘するが、その戒律観は松尾寺の等空房本瑞の下でも学んでおり、松尾寺の住持を務めていた点などを踏まえれば、密門房本初の戒律思想のみを継承したとは考えにくい。そのため仮に密門房本初が『四分律』由来の法式を尊重したとしても真別処の「有部律」受伝には影響が少ないといえよう)。もしくは『三学録』に示され「有部律」の研鑽(空海の意図の理解)を目的としており、最初から学如房円極の姿勢とは異なり従来の『四分律』

の律行を尊重しつつ、補足などを目的として「有部律」を参考にした可能性もあろう（現時点で密門房本初の著作に対する四分律派からの反論書の有無が確認できないのは、必ずしも学如房円極のように「四分律」を排斥する気色や「有部律」専学依行の姿勢ではなかったためであろうか）。またはシンプルに自身の見識の整理も兼ねて後学のために『三国毘尼伝』の内容（戒律伝来）を著した可能性もある。

いずれにしても『三国毘尼伝』は『三国伝来興廢門』（戒律の伝来を記したものを始めとして十門が示される大著であり、概観するだけでも思想の熟成が感じられる。その詳細については別な機会にて取り上げるが、これら諸情報を加味し、現時点で筆者は『三国毘尼伝』の撰述を、密門房本初の生涯後半から晩年であろうと考えている。

- 二〇 この他にも『国書総目録』『著者別索引』（八六八頁、一九七六）によれば『護摩正行表白』『七曜凌逼考』『四度表白』『笑酔論』『即身成仏義随聞録』『胎藏界正行表白』『二教論不同法身抄』『般若理趣経随問記』『広沢西院流由来備忘鈔』『曼荼羅鈔随聞記』等の作があるとされる。また『東長寺收藏品目録』（二八八頁、一九九三）に記された『幸心鈔』（No.六十六）にも「密門」と確認できる。

これらについて本論考では、いずれも筆者未見であり密門房本初撰述の真偽を判断できないため年表などには掲載をせず、ここで列挙するのみに留める。

- 二一 『統真言宗全書』第三十五卷（六五七頁下段、一九七〇）。
- 二二 『統真言宗全書』第三十五卷（六五七頁下段、一九七八）。
- 二三 『統真言宗全書』第三十五卷（六五七頁下段、一九七八）。
- 二四 川崎大師教学研究所所蔵『三部四處輪百光遍照不動尊示座図』（No.一七五〇〇、復刻：親王院堯榮文庫発行）には「寛延元戊辰十一月三日、補陀落院に於て師主闍梨御本を以て書写し畢んぬ。密門／「花押」とある。
- 二五 川崎大師教学研究所所蔵『金剛界小次第安』（No.一七四七一、復刻：親王院堯榮文庫発行）には「寛延元戊辰閏年十月二十五日夜、補陀落院に於て拜写せしめ畢んぬ。小野末葉證」とある。この書写者である「小野末葉證」は註二九

等に確認できる「**ヲヒミ**」の**ヲヒ**(＝聖)を證の字にあてたものではなからうか(傍注として「密門改」とも記されている)。つまり「證しょうん」とは改名以前の名前であり、密門房本初を指すと思われる(註二六に於いても「密門」の部分に「證ま」とあり、さらに註二九・三〇では「**ヒミ**」の部分において「密門」と改名した記述が確認できる)。

二六 川崎大師教学研究研究所蔵『胎藏界小次第安』(No.一七四七一、復刻・親王院堯榮文庫発行)には「寛延元戊辰年十一月十一日夜、師主御房自筆のを以て補陀落院に於て之を拜写し畢んぬ。密門誌」とある。

證ま

二七 川崎大師教学研究研究所蔵『不動略次第安』(No.一七五〇〇、復刻・親王院堯榮文庫発行)には「寛延元戊辰十一月十八日、補陀落院に於て師主關梨御本を以て書写し畢んぬ。祥流末資證ま」とある。

二八 川崎大師教学研究研究所蔵『十八道小次第安』(No.一七四七一、復刻・親王院堯榮文庫発行)には「寛延元戊辰年十一月二十一日之を書写せしめ畢んぬ／祥流第四十五代嫡資密門謹志(生年／三十)」とある。

二九 川崎大師教学研究研究所蔵『聖天供次第祥』(No.一八五一六、復刻・万福寺高見寛雅発行)に「寛延元龍次戊辰年十二月十五日／金剛峰寺**ヲヒミ**」とある。  
密門改

三〇 川崎大師教学研究研究所蔵『聖天供小次第安』(No.一八五一六、復刻・万福寺高見寛雅発行)に「寛延元龍次戊辰年十二月十七日、右阿闍梨耶御本を以て奉て之を書写し一校を畢んぬ／南岳金剛峰寺沙門**ヲヒミ**」とある。  
密門改名

三一 川崎大師教学研究研究所蔵『諸流秘藏鈔』(No.一八〇四六)には「時、寛延二龍次己巳歲五月六日、南嶽真別野に於いて書写し焉に畢んぬ。当鈔本一冊、之れ認めると雖も厚厚の故に、今開ひて三冊と為し次の如きを以て摩原文マと汗原文マの三に配す。密門」(汗は汗か)とある。

三二 川崎大師教学研究研究所蔵『諸流秘藏鈔』(No.一八〇四六)には「時、寛延二龍次己巳歲六月十五日、南岳真別処に於いて

書写し畢んぬ。密門」とある。

三三 『統真言宗主書』第三十五卷(六五七頁下段、一九七八)。

三四 上田天瑞「妙瑞和尚と有部律」(『密教研究』第六十九卷、一九三九)。

三五 川崎大師教学研究所蔵『伝法灌頂三昧耶戒次第中院』(No.一九九三三、復刻…万福寺高見寛雅発行)に「寛延四辛未年五月二十一日、宝性院経庫の秘する所の古本を以て校合し了んぬ／金剛峰寺中院嫡資本初金剛密門／在判」とある。

三六 川崎大師教学研究所蔵『具支灌頂私記』(No.一七七八五、復刻…親王院堯榮文庫発行)には「宝曆龍次壬申歳九月二十五日師主大和上御本を以て焉に書写し畢ぬ。本初金剛密門」とある。

三七 『東長寺收藏品目録』No.六九七「梵□□□□大事」のことか(一一五頁、一九九三)。浅井證善『别所采叡和上伝』(二九一頁、二〇〇五)参照。

三八 川崎大師教学研究所蔵『結縁三昧耶戒作法』(No.二〇六八八、復刻…万福寺高見寛雅発行)に「于時宝曆三癸酉の歳八月日書了んぬ／金剛峰寺梵沙幢本初梵密門敬白」とある。

三九 川崎大師教学研究所蔵『三昧耶教授用意中院』(No.一九九三三、復刻…万福寺高見寛雅発行)に「宝曆原文乙酉年十一月十六日、快全の筆を以て拜写し奉り了んぬ。本初金剛密門梵／同日朱点校合了んぬ。「花押」とある。本書の奥書では「宝曆乙酉年」となっているが、「宝曆」と「乙」を加味し「乙亥」の誤写であろうと想定した。尚、もし「乙酉」であったならば、年号は明和二年にあたることも付記しておきたい。

四〇 『統真言宗主書』第三十五卷(六五七頁下段、一九七八)。

四一 川崎大師教学研究所蔵『秘藏記伝授抄』(No.九九一七)に「宝曆丁丑年六月、已下南山苾芻密門をして書写せしむ梵」とある。

四二 川崎大師教学研究所蔵『許可小野大僧都流』(No.二〇六八八、復刻…万福寺高見寛雅発行)に「右の此れ一軸並に小巻物及び諸大事口決等、任遍法印従り以来、代々嫡々相承す。予に至りて已に第十四葉なり。相承する所の中院大事及び当



- 山秘事等、皆悉く密門に授け畢んぬ／宝曆辰次戊寅六月二十九日／伝受阿闍梨耶妙瑞在判」とある。
- 四三 『東長寺收藏品目録』No.五十二(二八七頁、一九九三)。
- 四四 川崎大師教学研究所蔵『内作業灌頂作法子嶋流』(No.二〇八七)には「宝曆九年八月十五日、師主御本を以て之を拝写し畢んぬ。密門」とある。
- 四五 川崎大師教学研究所蔵『初後夜教授用意私』(No.一九九三二、復刻：万福寺高見寛雅発行)に「宝曆己卯年六月十六日、明殿をして之を拝写せしめんぬ。則ち古本を以て校合畢んぬ／中院末葉本初『密門』／「花押」とある。
- 四六 川崎大師教学研究所蔵『具支灌頂内壇作法』(No.一七七八五、復刻：親王院堯榮文庫発行)には「宝曆十庚辰年四月二十六日、師主妙瑞大和上に随ひて奉て之を伝受され畢んぬ。御本を賜り、書写校合了んぬ／東寺嫡伝四十五葉末資本初金剛密門「花押」とある。
- 四七 『統真言宗全書』第三十五卷(六五七頁下段、一九七〇)。
- 四八 川崎大師教学研究所蔵『中院流灌頂三昧耶初後夜聞書』(No.二〇〇九一、復刻：万福寺高見寛雅発行)には「宝曆十一年辛巳年十二月二十一日、書写せしめ畢んぬ／金剛峰寺沙門本初『密門』とある。
- 四九 川崎大師教学研究所蔵『伝法灌頂初後夜私記』(No.一九八八八、復刻：万福寺高見寛雅発行)に「明和元龍次甲申年八月日、右親王院の納むる所の意伝の自筆本を以て、妙吽求寂をして之を拝写せしめ訖んぬ。亦た自ら之に朱点校合を加え畢んぬ」とある。
- 五〇 川崎大師教学研究所蔵『根本説一切有部戒經』(No.二一九二)に「明和元龍次甲申年の冬日、高野山真別処に於いて謹みて誌す／金剛峰寺伝瑜伽乘苾芻密門」とある。
- 五一 川崎大師教学研究所蔵『根本薩婆多部律撰』第一・二(No.二四一四四)には「右一・二の兩卷、明和二龍次乙酉年五月五日より二十一日に至るまで、柴水山吉寺に於て明本を対校して魯魚或ひは修補点或ひは加入の諸文を訂正し、再三校合畢んぬ／金剛峰寺伝瑜伽乘通受苾芻本初『密門誌』とある。

- 五二 川崎大師教学研究所所蔵『根本薩婆多部律撰』第九・十・十一（No.二四一四四）には「右三冊六月十九日より二十八日に至るまで上来の如く、明本等に拠りて之を訂正校合し訖んぬ。乞士密門」とある。
- 五三 岸野亮示「学如（二七一六―七三〇）の編纂した義浄訳『根本薩婆多部律攝』に付せられた密門（二七一九―八八）の序文と、そこに加えられた書き込みについて」（『西山禪林學報』第三十三卷、二〇二二）。
- 五四 岸野亮示「学如（二七一六―七三〇）の編纂した義浄訳『根本薩婆多部律攝』に付せられた密門（二七一九―八八）の序文と、そこに加えられた書き込みについて」（『西山禪林學報』第三十三卷、二〇二二）。
- 五五 『統真言宗全書』第三十五卷（六五七頁下段、一九七八）。
- 五六 岸野亮示「学如（二七一六―七三〇）の編纂した義浄訳『根本薩婆多部律攝』に付せられた密門（二七一九―八八）の序文と、そこに加えられた書き込みについて」（『西山禪林學報』第三十三卷、二〇二二）。
- 五七 岸野亮示「学如（二七一六―七三〇）の編纂した義浄訳『根本薩婆多部律攝』に付せられた密門（二七一九―八八）の序文と、そこに加えられた書き込みについて」（『西山禪林學報』第三十三卷、二〇二二）。
- 五八 『東長寺収藏品目録』No.一〇四一（一三六頁、一九九三）。
- 五九 『東長寺収藏品目録』No.一〇四二（一三六頁、一九九三）。浅井證善『別所栄庵和上伝』（二九二頁、二〇〇五）参照。
- 六〇 『東長寺収藏品目録』No.一〇四三（一三六頁、一九九三）。
- 六一 『東長寺収藏品目録』No.一〇四四（一三六頁、一九九三）。
- 六二 『東長寺収藏品目録』No.一〇三七―①（一一五頁、一九九三）。
- 六三 『東長寺収藏品目録』No.一〇三七―②（一一六頁、一九九三）。
- 六四 『東長寺収藏品目録』No.一〇三八（一一六頁、一九九三）。
- 六五 『東長寺収藏品目録』No.一〇三九（一一六頁、一九九三）。
- 六六 『東長寺収藏品目録』No.一〇四五（一三六頁、一九九三）。

- 六七 『東長寺収蔵品目録』 No. 一〇四〇(一一六頁、一九九三)。
- 六八 『東長寺収蔵品目録』 No. 七〇八(一一六頁、一九九三)。浅井證善『別所栄厳和上伝』(二九二頁、二〇〇五)参照。
- 六九 稲城信子『日本における戒律伝播の研究』(翻刻編)五九頁下段)によれば「紀之国高野山一派律宗本山真別処円通寺、密門和尚に從ひて二十歳の安永二巳九月十一日出家す」とある。
- 七〇 川崎大師教学研究研究所蔵『千手法首次第』(No. 一四二三三、復刻・親王院堯榮文庫発行)には「安永二癸巳年十二月日、之を書写せしめ了んぬ／南山苾芻密門」とある。
- 七一 川崎大師教学研究研究所蔵『子嶋流大門方護摩要抄』上卷 (No. 二二五九一)には「安永四乙未年十一月日、小弟密伝房(生年／十六)をして之を書写せしめ畢んぬ。寔に夫れ二利円満の勝計とするものなり／金剛峰寺苾芻密門謹志」とある。
- 七二 川崎大師教学研究研究所蔵『子嶋流大門方護摩要抄』下卷 (No. 二二五九二)には「安永第四龍次乙未年十二月十五日、小求寂密伝をして之を拜書せしめ畢んぬ。亦た校合朱点も畢んぬ。南山真別処密門敬記」とある。
- 七三 『統真言宗全書』第三十五卷六五八頁上段、一九七八。
- 七四 岸野亮示「学如(一七一六―七三)の編纂した義浄訳『根本薩婆多部律攝』に付せられた密門(一七一九―八八)の序文と、そこに加えられた書き込みについて」(『西山禪林學報』第三十三卷、二〇二二)。
- 七五 稲城信子『日本における戒律伝播の研究』(翻刻編)六二頁上段)によれば「高野山円通寺、密門和尚に隨ひて十有七歳にて出家す。天明八申十一月十八日卯中分、具足戒を受く。今年二十五歳。依師、玉堂律師。桂林律寺住」とある。この桂林律寺とは、摂津国(現在の大阪府北西部と兵庫県南東部付近)有馬にあつて慈雲飲光も住した桂林寺を指すのであるうか。もしこの桂林寺であるならば、密門房本初と慈雲飲光の間における交流に繋がる可能性もあろう。
- 七六 川崎大師教学研究研究所蔵『受戒羯磨』No. 二四二二八。註七七にて後述。
- 七七 『真言宗持物図釈』(大日本仏教全書)第七十四卷、四三三五頁)の安永九(一七八〇)年の跋文には「丹波苾芻智光」と記され、智光の名前が確認できる。この智光については『受戒羯磨』(川崎大師教学研究研究所蔵No. 二四二二八)の奥書に、

安永九年子二月十六日従り同四月五日迄で和州柴水山吉祥寺に於ひて具足戒前行を勤修して、同四月七日高野に登山し真別処円通律寺に於ひて、十日より十二日迄で都合十一人、同日に進具せしめ畢んぬ。

丹州何鹿郡西方村寶満寺隠士

苾芻智光

大和尚密門

と記され、これにより受者十一人に柴水山吉祥寺にて受戒の前行（好相行）を行わせた後、高野山円通寺に於いて戒和尚として受戒を行ったことが窺い知られる。

また『護身法灌頂』（川崎大師教学研究研究所蔵No.二四一四八）の奥書に「明和五年霜月二十二日、之を書写す／西方村寶満寺／上人智光」とあることから、明和五（一七六八）年には寶満寺に住しており、この後に真別処で受戒に携わったことが知られる。

七八 川崎大師教学研究研究所蔵『阿闍梨大曼陀羅灌頂儀軌』（No.二四〇四一）には「金剛峰寺本初金剛密門謹誌」とある。

七九 川崎大師教学研究研究所蔵『薄双紙第二重聞書』（No.一七二七六）には「円通寺／密門」とある。

八〇 川崎大師教学研究研究所蔵『大塔五仏居様事』（No.二〇〇九一、復刻：万福寺高見寛雅発行）には「右御本を以て一明求寂をして之を書写せしめ畢んぬ／金剛峰寺中院末葉密門誌」とある。

八一 川崎大師教学研究研究所蔵『中院流口伝』（No.一六二〇三）には「金剛峰寺沙門密門」とある。

八二 川崎大師教学研究研究所蔵『如意輪頸次第安』（No.一七四七一、復刻：親王院堯榮文庫発行）には「師主御自筆のを賜て之を拝写して一校了んぬ／祥流四十五葉嫡資密門」とある。

八三 川崎大師教学研究研究所蔵『伝法灌頂三昧耶戒次第』（No.一九九三三、復刻：万福寺高見寛雅発行）に「維宝曆二壬申仲夏十九日、右継雄闍梨の写本を以て謄写し了んぬ／法印権大僧都有寛」と記され、続いて「右法印権大僧都有寛上人御自筆『中院伝法二卷式』予、奉賜し畢んぬ／密門謹志在判」とある。これによれば宝曆二（一七五二）年以降（密門房本初が

三十五歳以降)、密門房本初が神應寺(出家した寺院)宥寛の自筆本を相承したことになり、密門房本初が高野山に登った後も両者に密な交流があったことが知られる。

八四 川崎大師教学研究所蔵『伝法灌頂初後夜法則』(No.一九八八八、復刻：万福寺高見寛雅発行)に「維宝曆二龍次壬申五月下浣七日、那賀郡宝池山神應寺の寂靜処に於いて拝写しんぬ/法印宥寛」と記され、続いて「右中院流三卷式、阿闍梨耶宥寛上人の御自筆にして、予、賜るもの也/密門謹志在判」とある。本書の取得経緯については川崎大師教学研究所蔵『伝法灌頂三昧耶戒次第』(No.一九九三三、復刻：万福寺高見寛雅発行)と同様なのであろう。

八五 川崎大師教学研究所蔵『伝法灌頂血脈印信』(No.二二〇八七)に「右、南院古本を以て小弟をして之を書写せしめ畢んぬ/小野嫡資密門」とある。

八六 『統真言宗全書』第三十五卷(六六五頁下段、一九七八)。本書の該当部分には(引用箇所同上)、

一、本初密門房

天明八年戊申十一月初六日「在住<sup>別註</sup>二十五年」

とあることから、密門房本初の遷化は天明八(一七八八)年となろう。この別筆で記したとされる在住二十五年の数字は、真別処住持の期間を指すのであろうか。「円通寺累代先師姓氏録」には、密門房本初が宝暦六(一七五六)年に妙瑞より真別処を託されたことが記されており、そこから二十五年を加えると天明元(一七八一)年となる。そこで真別処第十一世の密乘房龍海の伝記を確認すると「三十一歳先師和上の席継を補す」(『統真言宗全書』第三十五卷六五八頁上段、一九七八)とあり、密門房本初の遷化より二年早い天明六(一七八六)年に住持を継承している。つまり、この在住年数とは真別処の住持を務めた年数を指すものではないといえよう。この他、現段階において別筆の在住年数に関する正確な詳細は不明であるが、筆者は妙瑞より真別処を引き継いで以降、そこを離れた期間(遊行や講筵の不在時など)を除いた真別処在住年数を後人が加筆したのではないか、と考えている(年数の誤記の可能性もある)。

八七 加行とは *prayoga* の訳で、行為を為す準備、準備段階の努力のことを指し、また次に行うべき正行に対する準備の行を加

行という。真言密教における四度加行は、灌頂を正行とする準備であることから加行というが、その中にも加行と正行の区別があり、初めの礼拝行を四度加行全体の加行ともし、四度の中の最初の行である十八道の加行ともする。また四度の中でも、それぞれに前の行が次の行の加行となり、次の行が正行となる。この加行について上田霊城氏は『真言密教事相概説―四度部―』(六〇～六一頁、一九八六)に於いて、左記の如く浄嚴の説を引いて

十八道に付いていえば、礼拝が加行で供養法が正行である。その場合、悉地成就の目的をもつて修する正行が「根本」でそのための前方便が「加行」である。加行とは行者の罪障消滅のために行うものであり、罪障消滅しなければ悉地成就の目的が達せられないという意味である。浄嚴のこの発言は、まだ古安の域に止まっていた時代のものであるから礼拝加行を行うようになってはいるが、加行は懺悔罪障のためで苦行が目的ではないとする考えが現われている。經軌には、真言念誦が罪障を懺悔するために最も至要であると説いているので、新安流を確立した以後の浄嚴は、加行には本尊の念珠を行じ、正行には本尊の供養法を修して、加行と正行に同種の軌則を用いる。

と興味深い指摘をされている。今回取り上げた「受戒前行作法」という次第は、本文中でも指摘したように「十八道加行作法」に沿って作成されたものと考えられる。この上田氏の指摘を踏まえれば、密門房本初など真別処の有部律派諸師が、浄嚴のように「密教加行が罪障消滅という特性を有している」という点に着目し次第を作成した可能性もあり、三時立の「受戒前行作法」全体を受戒(おそらく自誓受戒)の前行にあてて修していたのではないだろうか。

八八川崎大師教学研究所蔵『受戒別行記』No.二四二二六、『受戒前行作法』No.二四二二七。

八九川崎大師教学研究所蔵『受戒別行記』No.二四二二六。包紙に「受戒別行記／内三紙入」とあるが、実際は四紙となっている。おそらく、本来三紙とは両書に共通する「次第」「願文」「蕤呬耶經」の部分引用文を指すのであろう。

九〇川崎大師教学研究所蔵『受戒前行作法』No.二四二二七。包紙に「受戒前行作法／内三紙入」とある。

九一高松世津子「自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察―近世期・真言律系を中心に―」(『日本宗教文化史研究』第二十三巻第二号、二〇一九)。

九二 川崎大師教学研究所蔵『受戒別行記』No.二四二一六。

九三 高松世津子氏は「自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察―近世期・真言律系を中心に―」(『日本宗教文化史研究』第二十三巻第二号、二〇一九)において、好相か否かの判断は自誓受戒の証明師(かつて好相を感得した比丘)が行っていたと指摘している。

また『受戒別行記』と『受戒前行作法』の両包紙に所持者と思われる「智光」という名前が確認できる。註七七でも指摘したが、智光は受者十一人に柴水山吉祥寺にて受戒の前行(好相行)を修させ、後に高野山に於いて授戒を行い、その旨を密門房本初に報告している。この時、智光が授戒に際し羯磨師などの役割で携わったのであれば、依止師を兼務した可能性もあろう。

九四 高松世津子「自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察―近世期・真言律系を中心に―」(『日本宗教文化史研究』第二十三巻第二号、二〇一九)。

九五 藤谷厚生「近世初期における戒律復興の一潮流―賢俊良永を中心に―」(『四天王寺国際仏教大学紀要』人文社会学部第三十七号、二〇〇四)。

九六 高松世津子「自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察―近世期・真言律系を中心に―」(『日本宗教文化史研究』第二十三巻第二号、二〇一九)。

九七 高松世津子「自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察―近世期・真言律系を中心に―」(『日本宗教文化史研究』第二十三巻第二号、二〇一九)。

九八 高松世津子「自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察―近世期・真言律系を中心に―」(『日本宗教文化史研究』第二十三巻第二号、二〇一九)。

九九 真別処第八世である如桂道芳(瑞桂道芳…?一七四六)は、『金剛峯寺諸院家析負輯』第十「累代先師過去名簿」(『続真言宗全書』第三十五巻、六五五頁下段〜六七七頁上段)によれば「延享三年丙寅七月十一日」、続いて「姓氏、知り難

し」とあり詳細な情報を欠くが住持の一人として明記されている。これについて『青龍山野中寺僧名簿 B本（寛永〃明治二十五年）（十二）』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」五〇頁下段）によれば「肥前の州長崎の入り。当山に於いて受具、依止は湛堂和尚。長崎清水寺に住す。後に当派を退して高野山新別所円通寺に住す」とあり、野中寺にて自誓受戒し長崎の清水寺（筆者未見ではあるが、清水寺には瑞桂道芳が「瑞光明」と刻んだ「瑞光石」が現存している）に住し、後に野中寺派を退いて真別処住持となった僧であることが知られる（如桂道芳は一七四六年七月に遷化しており、その同時期に第九世の妙瑞が真別処に入り受戒して住持となっている点を踏まえれば、長崎清水寺の住持は円通寺住持の前であったと考えられる）。加えて『龍山清規（正徳四年）（五）』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一三三頁下段）には、連名の末尾の方に「清水寺瑞桂道芳（朱印）」とあり、野中寺派の中でも精力的に活動していたのであろう。

また如桂道芳が野中寺第六世、近江の東方山安養寺第二世で『戒山和尚行業記』や『教誠新學学比丘行護律儀講述』などを著し、黄檗宗僧との交流があった湛堂慧淑（一六六九〜一七二〇）を依止師としている点も、江戸期律僧の交流関係という点からも興味深い。

尚、この時点（如桂道芳が真別処住持）で真別処に於いては有部律興隆運動が展開されておらず、もし受戒が行われていたのであれば、その次第は神鳳寺と同様、もしくは加除などにより多少変化したが生んだ如桂道芳が真別処第八世に就いたことは、真別処と野中寺の直接的な交流が生んだ結果なのか、それとも西明寺（平等心王院）や神鳳寺等の第三者を介した繋がりであったのかは不明である。しかしながら如桂道芳の真別処住持就任は真別処と野中寺、もしくはその系統の寺院や僧などの間で交流があったことを示す証左となろう。加えて、この次第の問題には神鳳寺系統であった真別処に野中寺系統の影響が加わり、次第などの変化という可能性も視野に入れて考えるべきである。またこれについて藤谷氏（「近世戒律復興と野中寺僧坊」『印度学仏教学研究』第五十九卷第一号、二〇一〇）が野中寺僧坊の『規約』や『龍山清規』を提示したうえで、野中寺一派では、本



山(野中寺)とは別に律の僧坊を創設することが容認されていたことが指摘されている。さらに同論文中では江戸中期における野中寺の特色(「別律僧坊容認の特性」として、

その中期にはこの派の「別律僧坊容認の特性」によって、従来の真言律(四分律・通受自誓)中心の儀風から、通玄律師の梵網律、さらに慈雲尊者の正法律などといった新たな戒律唱導の流れを起こしたのである。

と述べられている。この「別律僧坊容認の特性」を踏まえ、野中寺にて受学した如桂道芳が真別処に入ったという点を考慮すれば、新しい別律僧坊設立の条件が真別処に整ったことになる。実際に如桂道芳より真別処住持を託された妙瑞は、慈雲欽光へ『根本説一切有部衣相略要』や『南海寄帰内法伝解纏鈔』といった著作に繋がる働きかけを行うなど、「有部律興隆運動」の起点となった人物である。その妙瑞に学んだ有部三傑僧(密門・学如・等空)が、それぞれの寺院を新しい律僧坊(有部三僧坊)として活躍したことは、この「別律僧坊容認の特性」をもたらした如桂道芳の影響があったと筆者は考えている。

ところで密門と野中寺の直接的な交流ではないが、密門房本初に随って真別処で出家した「密蔵開悟」【密門房本初が五十七歳の安永四(一七七五)年に自誓受戒を行う】と「龍光了空」【密門房本初が遷化して十二日後(七十一歳遷化)、天明八(一七八八)年に自誓受戒を行う】は野中寺に於いて自誓受戒をしている(稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」五九頁下段・六二頁上段)。この時、密門房本初の下を離れて野中寺にて自誓受戒を行った可能性もあるが(密蔵開悟の部分には「当山に於ひて衣を改む」という記述も確認できる。これは真別処と野中寺における律衣の相違があったことを示す一文であると思われる)、すでに密門房本初は真別処の住持で有部律興隆運動も展開されており、真別処での受戒が可能である。これはあくまでも当人の意向で受戒する道場を選んだ一例になるのである。これについては真別処第七世の恵神房天心(？一七四一)の伝記に明記された「然るに妙瑞、未だ入律進具せざるの間、「派の比丘河州如桂道芳を以て円通寺の律法を扶助せしむ」という真別処の視点で一派の僧(一派の比丘が広義の意味で「律三僧坊」などの興律の師全体を指すのか、もしくは三僧坊それぞれの比丘を指すのかは不明)として如桂道芳が指名されたという

問題も考慮しなければならない(もちろん前述のように如桂道芳が、いつ野中寺を退衆したかも考慮する必要がある)。さらに、これは恵神房天心が神鳳寺派を「退衆」していることと関係しているのであろうか(稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」九五頁上段)。この「恵神房天心の神鳳寺退衆」という問題と「二派の比丘である河内国の如桂道芳」(野中寺も河内国になる)という記述を考慮しても、恵神房天心以降、真別処と野中寺近辺との間に有部律興隆運動へと繋がる交流があったと思われる。もしくは二師が両派に属さず「真別処一派」を形成した可能性もあろう。これについては『青龍山野中寺僧名録』の密蔵開悟の記述部分に「紀之国高野山一派律宗本山真別処円通寺」とあり、安永七(一七七八)年頃の時点(密蔵開悟に関する記述の中で、最も時代が下る表記が一七七八年であるため、それ以降に『青龍山野中寺僧名録』へ記されたのであろう)では真別処が「高野山一派の律宗」と位置付けられていることも注意しなければならぬ(稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」五九頁下段)。

いずれにしても現時点で、密門房本初以降における具体的な交流、そして有部律興隆運動の展開による明確な影響の有無など、その詳細は不明と言わざるを得ない。そのためこれらの問題については周辺の交流や諸資料を再考のうえで、別な機会に取り上げたい。

- 一〇〇 川崎大師教学研究所所蔵『受戒別行記』No.二四二一六、『受戒前行作法』No.二四二二七。
- 一〇一 上田霊城『受戒撮要』(三五頁、二〇〇六)。『受戒撮要』には野中寺の受戒道場図として「本師釈迦如来」を中央、向かって右に「文殊師利菩薩」、向かって左に「弥勒大士」と記されているが、諸役は不記載。
- 一〇二 上田霊城『受戒撮要』(三五頁、二〇〇六)。『受戒撮要』には神鳳寺の受戒道場図として「本師釈迦如来」を得戒和尚、「文殊師利菩薩」を羯磨阿闍梨、「弥勒菩薩」を教授阿闍梨、「三國伝灯諸大祖師」を証戒師、「三聚戒本律三大部」(『梵網経』『瑜伽師地論』『四分律』のことか)を依止聖教とすることが示されている。
- 一〇三 本田隆秋『受戒作法の手引き・全』(五三頁、一九八八)によれば中央に「釈迦如来」(戒和尚)、向かって右に「文殊菩薩」(羯磨阿闍梨)、向かって左に「弥勒菩薩」(教授阿闍梨)を配すと記されている。尚、『受戒撮要』(三四頁、

二〇〇六)によれば横尾山西明寺の受戒道場本尊の配置は「本師釈迦尊」(得戒和尚)を中心として、向かって右へ順に「文殊大士」、「玄奘三蔵」(羯磨阿闍梨)、「慈恩大師」、「興正菩薩」とし、向かって左へ順に「弥勒大士」、「南山大師」(教授阿闍梨)、「曇天師」、「明忍律師」となっており、興味深いことに文殊弥勒の両菩薩が諸役から外れている。さらに向かって右の諸師には、法相宗開祖の玄奘三蔵と第二祖の慈恩大師基が確認でき、右端に叡尊を配する形になっているが、これは法相宗系統の戒律相承が叡尊をはじめ、西大寺系統(西明寺も含め)に影響を与えたことを示しているのであろうか。これについては徳田明本氏が『律宗概論』(五九八〜五九九頁、一九六九)に於いて西大寺の如空(英心)(二二八九〜二三二二)の説を提示したうえで、叡尊の戒律復興運動は遍学三蔵(玄奘・慈恩(基)相承の通受戒法を復興したものである、と興味深い指摘をされている。また、この問題については徳田氏の別な指摘によれば、『律宗概論』五九八頁、一九六九)、唐招提寺側では叡尊の戒律復興運動を南山系統である鑑真以来のものであると解釈していた、とも紹介されている点も付記しておきたい。加えて西大寺は早くから興福寺末となり、法相宗の法会が営まれていた。その西大寺の大勳進となつた叡尊集団が、西大寺常住僧の影響を受けた可能性も考えられよう。いずれにしても、この他に『菩薩戒通受三國相伝法脈図自法相宗伝之』(日本印度学仏教学会第七十四回学術大会筆者レジュメ「江戸初期における戒律復興の一面」)という資料の存在もあることから、別途再考すべき問題であるため、本稿では指摘程度に留めたい。

次に左の諸師を確認すると、明忍の名前が明記されており、このことから本道場図が明忍遷化以降であることは間違いない。これについて時期は不明であるが、後に弟子たちによって明忍という近世戒律復興の旗手を、受戒の証明師の一人として祀るという形で定着したのである。そして道宣と元照については南山律宗の祖という点や、その系統で『四分律行事鈔』を著すなど『四分律』授受伝来(明忍に至るまで)に際しての正統性を示しているのであろうか。これについては前述した徳田氏の指摘する唐招提寺側の解釈を、西明寺僧たちも意識していた可能性もあるため、今後の解明に期待したい。

一〇四 『受戒作法の手引き・全』（五四頁、一九八八）。註一〇二に記した神鳳寺の受戒道場の本尊を含む三尊と「三國伝灯諸大祖師」「三聚戒本律三大部」（真別処では「三聚淨戒波羅提木叉教」となっており、具体的に何を指すかは不明）等の祀るものが真別処と共通するのは、真別処と神鳳寺が同じ流れを汲む律院であることも影響している。

一〇五 佐竹隆信「実相律師の戒律観（三）」「師資相承」と「自誓受戒」の位置」（『川崎大師教学研究紀要』第七号、二〇一七）。

一〇六 川崎大師教学研究所蔵『受戒別行記』No.二四二二六、『受戒前行作法』No.二四二二七。

一〇七 川崎大師教学研究所蔵『受戒別行記』No.二四二二六、『受戒前行作法』No.二四二二七。

一〇八 川崎大師教学研究所蔵『受戒別行記』No.二四二二六、『受戒前行作法』No.二四二二七。

一〇九 『真言宗常用諸経要聚』（二〜六頁、二〇一五）によれば、「帰命三宝」「歡仏三身」「懺悔業障」「隨喜功德」「緒転法輪」「請仏住世」「普皆廻向」を唱えたとされる。この「礼文」について坂田光全氏は『真言宗常用経典講義』（一七頁、一九九七）において「礼文とは仏を礼拝し信奉する偈文のことで、いわゆる礼仏の偈文の略です。この礼文は初めから一つの経典として説かれていたものではなく、『金剛頂蓮華部心念誦儀軌』に説かれている「五悔」と、『勝鬘経』に説かれている「歎仏の偈」と、『四十華嚴経』の「普賢行願品」の文とを取捨し、組み合わせることで古徳が編輯したものと、古来より伝えられています」と記している。

一一〇 川崎大師教学研究所蔵『受戒別行記』No.二四二二六、『受戒前行作法』No.二四二二七。

一一一 『弘法大師全集』（第一輯、一一六頁）に『貞元録』に未記載の経典として明記。

一一二 『弘法大師全集』（第一輯、一一六頁）に雑密として経部に記載。

一一三 『大正蔵』卷三十九、六二七頁中〜下段。『大日経疏』「人曼荼羅具縁品之餘」では灌頂受者の見る夢によつて器量を占う夢相の解説の中で「余は『瞿瞿』の中に説くが如し」とある以下に、「復た弟子の為に法要を説し、教へて繁念し思惟せしめよ。吉祥草を籍し面を西に向ひて寝せしめよ。彼、夢中に於て、若し種々の境界を獲せば、晨起きて皆な

当に師に白すべし。即ち行人の悉地の成不の相を知る」と記されている。また、悪夢の相の後に「或いは『瞿醯』に説く所の如し」とあるが、詳細な好相に関する『瞿醯經』からの記載は見当たらない。

一四 『蕤咽耶經』(『大正藏』卷十八、七六三頁中〜下段)。尚、密門房本初が引用した箇所と『大正藏』の該当部分には文字の差異が確認できる。しかしながら本論者では、当時「好相行」を修するにあたり、実際に用いられたと思われる密門房本初の引用文を底本として書き下しを試みた。ただ、その訓読(返り点)には疑問な箇所もみられる。

一五 川崎大師教学研究所蔵『受戒別行記』No.二四二二六、『受戒前行作法』No.二四二二七。両書の『蕤咽耶經』跋文にも若干の相違が確認できたが、書き下しには字体の鮮明な『受戒前行作法』を底本とした。またここでは『瞿醯經』と記されているが、内容は『蕤咽耶經』からの引用である。

一六 底本「正法に相応せんと願欲せしめ」が『受戒別行記』(No.二四二二六)では「願欲せしめ正法に相応せんと」になっている。

一七 底本「見る」が『受戒別行記』(No.二四二二六)では「聞く」となっている。

一八 底本「明を受得するを見る」が『蕤咽耶經』(『大正藏』卷十八、七六三頁下段)では「明を受得する」となっている。

一九 底本「江海と、及び大海」が『蕤咽耶經』(『大正藏』卷十八、七六三頁下段)では「江河及び海」となっている。

二〇 底本「高官、豪貴富、宰相」が『受戒別行記』(No.二四二二六)では「高官、豪貴富家、宰相」、『蕤咽耶經』(『大正藏』卷十八、七六三頁下段)では「豪富、宰相」(『大正藏』のバリエーション)が「豪富||高官」となっている。

二一 底本「淨衣服等」が『蕤咽耶經』(『大正藏』卷十八、七六三頁下段)では「淨衣服」となっている。

二二 『大正藏』(卷十八、七六三頁中〜下段)では「交」の字は確認できず「誤字であると考えられる。もしくは次の文が「交友を見る」と記されていることから、これを密門房本初などが「童男童女が戯れて遊んでいる光景」として前文を解釈したのであるうか。

二三 底本「或ひは諸天神を見る、或ひは山に登り」が『蕤咽耶經』(『大正藏』卷十八、七六三頁下段)では「諸天神の登山するを見る」となっている。

一三四 底本「護摩及び諸善事を作すところを見る」が『蕤呬耶經』(『大正藏』卷十八、七六三頁下段)では「護摩及び諸善事を作す」となっている。

一二五 『受戒別行記』(No.二四二二六)、『受戒前行作法』(No.二四二二七)では「向」<sup>向</sup>、『蕤呬耶經』(『大正藏』卷十八、七六三頁下段)では「向」(『大正藏』のバリアント記載にも特筆なし)となっている。

一二六 『大日經疏』に引用された『瞿醯經』の引用では「頭を西にむける」となっている(『大正藏』卷三十九、六二七頁中段)。これについては、頭北面西は釈迦の般涅槃時の姿であり、また律の臨終行義における臨終者の姿でもある。インドではガンジス川の東岸が此界であり、西岸があゝの世(涅槃)とされるが、これによって善無畏は『瞿醯經』を引いた際に「西に向く」としたのであろうか。また『蕤呬耶經』は『大日經』に近い系統のものとされる。加えて先行研究(『酒井真典著作集』第二卷八八頁一九八七、並びに遠藤祐純『藏漢対照』『大日經』と『広釈』上、一九五頁、二〇一〇)によれば『大日經広釈』の該当部分では「眞言行者は曼荼羅の西方の側にて横になり眠る」と記されており、あくまでも西側にて眠ることが示されるのみで、必ずしも「面西」を取るべきことが指示されていない。もしこの『広釈』を踏まえて『大日經』や『蕤呬耶經』に示されたたとりにするならば、曼荼羅の西側にて頭北面東(曼荼羅に顔を向ける)の姿で眠るのであろうか。

一二七 「仏子 同土で共に住して法を語る」↓これには「聞く」という行為も含まれるため「聞く好夢の相」と重複する。

一二八 『大正藏』卷十八、六頁上段。

一二九 『大正藏』卷三十九、六二七頁中〜六二八頁上段。

一三〇 『蕤呬耶經』(『大正藏』卷十八、七六三頁下段)では好夢の相を挙げた後に「是の如き夢等を応に吉祥と知るべし。若し此の相に反すれば即ち応に棄捨すべし。若し善夢を見れば、準じて成就すと知れ。若し悪相を見れば、応に成就せずと知るべし。この故に応に不善の夢相を棄つべし」として好夢相の反対の行為が悪相(非好夢の相)にあたると示され、他に具体的な明記はない。

一三一 『大正蔵』卷十八、六八七頁中段。

一三二 『大正蔵』卷十八、七二六頁中～下段。

一三三 『大正蔵』卷十八、九四三頁上段。

一三四 『蕤呬耶經』(『大正蔵』卷十八、七六三頁下段)。

一三五 明確な資料がないため「年表」に挙げることはできなかったが、真源の遷化の年(二七五八)、すでに密門房本初は真別処を継いでおり、妙瑞を介して有部律興隆運動を促した真源と面識があつたことは間違いないと思われる。

一三六 上田靈城「江戸仏教の戒律思想(一)」(『密教文化』第二一六号、一九七六)。

〈キーワード〉密門房本初、『受戒別行記』、『受戒前行作法』、懺悔滅罪・好相感得、『蕤呬耶經』(『瞿醯經』)